

第百五十六回
国会

参議院外交防衛委員会會議録第十九号

平成十五年七月二十五日(金曜日)

午前十時開会

委員の異動

七月二十二日

辞任

補欠選任

尾辻 秀久君

桜井 新君

七月二十三日

辞任

補欠選任

桜井 新君

片山虎之助君

七月二十四日

辞任

補欠選任

片山虎之助君

山下 善彦君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

松村 龍二君
阿部 正俊君

山本 一太君
広中和歌子君

山本 保君
小泉 親司君

委員

河本 英典君
佐藤 昭郎君

月原 茂晴君
日出 英輔君

外添 要一君
矢野 哲朗君

山下 善彦君
佐藤 道夫君

齋藤 勁君
齋藤 勁君

榛葉賀津也君
若林 秀樹君

遠山 清彦君

國務大臣

内閣総理大臣

外務大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保
支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提
出、衆議院送付)

○委員長(松村龍二君) ただいまから外交防衛委
員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十二日、尾辻秀久君が委員を辞任され、
その補欠として桜井新君が選任されました。

また、去る二十三日、桜井新君が委員を辞任さ
れ、その補欠として片山虎之助君が選任されまし
た。

また、昨二十四日、片山虎之助君が委員を辞任
され、その補欠として山下善彦君が選任されまし
た。

○委員長(松村龍二君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保
支援活動の実施に関する特別措置法案の審査のた
め、本日の委員会に内閣官房内閣審議官増田好平
君、防衛庁防衛参事官大井篤君、防衛庁防衛局長
守屋武昌君、防衛庁運用局長西川徹矢君、防衛庁
人事教育局長宇田川新一君、外務省総合外交政策
局長面田恒夫君及び外務省中東アフリカ局長安藤
裕康君を政府参考人として出席を求め、その説明
を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(松村龍二君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(松村龍二君) イラクにおける人道復興
支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特

別措置法案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤道夫君 それでは私から、主として官房長
官と防衛庁長官にお尋ねしたいと思っております。いつ
も最初に言うこととありますが、基本的な問題でござ
いますので、どうぞ高い地位の方からきちつとした
御説明をいただければ有り難いと、こういうわけで
あります。

そこで、つい二、三日前に党首討論がありまし
て、この委員会を打ち切って、それを私も傍聴をし
て、テレビを通じましたけれども傍聴しておりました
。その中で、あれあれと私思わず叫んでしまったこと
がございます。

これは、民主党の菅代表が小泉首相に対しまし
て、実はこのことは前にも取り上げられていて、
すけれども、大量破壊兵器がまだ発見されて
いない、もう何か月も掛かっていると、一体どう
なっているんだ、本当にイラクに大量破壊兵器が
隠されていたのか、それすら疑問であると。こう
いう発言に対しまして、小泉総理が満面笑みを浮
かべまして、来た来た。もう恐らく想定問答に入
っていたんでしよう。何をおっしゃるか、あのフ
セイン大統領、所在不明、どこへ行ったか分
からないと、じゃ彼はイラクに存在していないか
つたのか、それと同じことではないかと、こういう
ことを、声を高めて、しかし顔はにこにこ笑い
ながら答弁されました。

これ、実は二、三週間前の当委員会でも私これ
を取り上げて、たしか予算委員会でも同じよう
な質疑があつて同じような回答がある、これは明
らかにおかしいから、どうか防衛庁長官あるいは
川口外務大臣、きちつと総理に対して、あれは間
違っているんじゃないでしょうか、適当じゃない
んじゃないでしょうかという意見を申し上げておい

てほしいと、こう申しましたけれども、恐らくそれはそういうことはなかった。聞き流されたんであります。小泉さんがまたそういう答弁をしまして、どうだ、参ったかと言わんばかりで代表をならみ付けておりました。

この前も私はつきり申し上げましたけれども、全然これ、問題の違うことを取り上げて、どうだと比較して言っているわけで、明らかに間違いです。いいですか。フセイン大統領がイラクにいたということを疑う人はこの世界じゅう、ただの一人もないわけですか。何ら、既定の事実と言ってもいい。今更それを疑問にして、どうだこうだ、やっぱいいなかったのかんという、そんなばかげたことを言う人はだれもいません。

ところが、大量破壊兵器につきましては、今まではつきりした確証は世界の人間の、人民の前に示されたことではないわけで、一方的に、一方的にアメリカがあつたというのを言っているだけであります。国連の査察でもそのことは、はつきりしたことは言っていないわけですよ。査察の、かつて、十年前ぐらいにあつたことは別ですよ。それで、国連の査察も入って厳格な調査を実施中にアメリカが査察団を追いついて、そうして軍隊を投入した。これはもう間違いない存在するんだと、こういうことを前提に入つていつた。しかし、軍隊が入るといふ以上は流血を覚悟ですから、本当に確証といふますか確実な証拠があつて、そしてイラクは大量破壊兵器を保有していたし、今も保有していると、これこれこれの証拠があつて、それを摘発するために流血覚悟で軍隊が入つていくんだということを当然のことのようにして言っていたわけでありまして。

それがさつぱり発見されないから、一体どうしたんだ、最初からなかったんじゃないかと、こういう疑問を抱くのは世界じゅうのほとんど大部分の人だと、こう言つてもいいわけで、イラクにフセイン大統領が存在した、それがいない、だから大量破壊兵器も同じことで、大量破壊兵器が最初からなかった、そんなことを言うものではない

と、これが小泉さんの発言なんです。一国の総理として、私大変おかしいと思う。こんな論旨矛盾なことを言つて、声を荒げてどうだ。

私の友人、知人に弁護士あるいは大学教授、法律家、結構おりますけれども、何人かがすぐ電話を掛けてきまして、君、法律家としてああいふ答弁をどう思うんだと聞かれました。やっぱい論旨といふことを重要視して考えていけば、これは絶対におかしいと、子供でもこんなことは言わないと思ひますよ。だから私、最初はふざけて言っているんだと思つたんですよ。一国の総理とあろう者が、予算委員会その他でふざけてこんなことを言つていいのかなと思つて、どうもしかし何回も繰り返すところを見ると、心底からこういう理屈が正しいんだと思つていられると思ひえないわけですよ。

そして、防衛庁長官、川口外務大臣、やっぱこれは総理には忠告をしなければ。少なくとも議論をすべきじゃないのかと、私のような考えもあるから総理いかにですとかということで、閣議でもいいしどこでもいいですから議論をして、やっぱいおれの考え間違ひだつたのかなといふことになつての結論だろつと思ひますけれども、提案、提議しなかつたんですね、お二方はね。

そこで、官房長官にお尋ねいたします。この小泉総理の今の発言、大量破壊兵器は存在するのかもしれないのか、そういうことについて、フセイン大統領の不在を一つの例として、同じ問題じゃないかと、だからフセインがいなくなつたからといふ大量破壊兵器がなくなつたことにはならなないんだぞと、こういう考え方、どう思われますか。何か大学生に対して質問しているようで大変申し訳ないんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫) 小泉総理の発言はともかくといひまして、イラクに多くの大量破壊兵器に関する疑惑があると、そしてまたイラクは国連の安保理決議に重大な違反を犯しているといふことにつきましては、これはもう国際社会の一致した認識でございます。イラク自身も自己申告を

しているわけでありまして。例えばマスタード、サリン、タブンというような化学剤、そういうものについてこういう生産をいたしたといふ、そういう数字も挙げて自国申告をしているんです。ところが、それがどこに行つたかといふことについての説明が最後までなかつた、こういうこともございまして。また、VXガスもそういうようなこともございまして。ほかにいろいろございましてけれども、そういう事実存在したといふのはイラク自身も認めていたことなんです。それを検証しようとして、どのぐらい残つているか検証しようと思つたけれども、そのことについてイラクが協力をしてこなかつたといふことでございまして、これは国連の査察によつてそういうような疑惑は明らかになつていふように考えておるわけでございます。

そのことから前提にいたしまして、総理がフセイン大統領と、一つの例えとして説明に使つたといふことはございまして。これは私は、例えとしては、御意見違ひかもしれませんが、非常に分かりやすい例えだといふふうには思ひました。この例えの、大量破壊兵器があつたかいないかといふことと同時に、大量破壊兵器がこれを見付け出すのは大変難しいことなんだと。今、米英軍を始めとしていろいろ捜索をしているわけでございますけれども、いまだに発見されてない。それは、それほど大量破壊兵器を見付け出すことが難しいんだと。それも、意図的に隠すようなことをしているようなことについては、これは非常に難しいこと。それより、それに比べればフセイン大統領の方は、これは見付けやすいんだといふふうには思ひます。

そういうふうな意味において、フセイン大統領を例え話として出した。これは非常に理解しやすいテーマだといふふうには思ひます。

○佐藤道夫 私の聞いたことに全然お答えになつていない。

私は、大量破壊兵器があるのかないのか、そんなことを議論しているんじゃないかと、一国の指導

者である総理大臣が、こんな茶番としか言いようのないような例え話を持ち出して、どうだ。これを聞いておつて小学生たちは、なるほどとあるいは思つたかもしれせんよ、こういう言い方もあるんだと。人をこまかく、たぶらかすには、多少知能の進んだ者はそういう思ひを持つて聞いていたかもしれせん。

しかし、少なくとも総理大臣ですよ。それが国会の場でこういう、率直に言うところもないような例え話をして、フセインがいなかつたといふら一体どうなるんだ、それと同じ問題じゃないかと。例え話にも何もしないでしよう、フセインの存在を疑っている人はだれも、だれ一人いないわけですからね。

しかし、大量破壊兵器は、幾ら期間を掛けてアメリカが頑張つたつて発見されない。だれだつて、さて本当にあつたのかと、これは少し考えてみるべきではないかと、こう思つてしよう。そのことを私言っているわけで、フセインの所在不明等、一つの例えとして説明しているなんといふことは、一国の総理大臣のやることじゃないと思ひますよ。

それについて、官房長官は総理大臣の補佐官として総理と議論なさいましたか。

○国務大臣(福田康夫) 議論ということかどうかは別として、話したことはございまして。

しかし、結局は、委員がおっしゃる通りに、大量破壊兵器の存在の問題かどうかといふことじゃないとおっしゃるけれども、それに尽きるんですよ。今、捜索が継続されているわけでございますから、この捜索がどうなるか、その行方を見守りたい、そういうふうには思つております。

○佐藤道夫 次に、自衛隊の派遣予定地として戦闘の行われていない地域といふことが法律でも取り上げておりますので、それをめぐつていろいろな議論が闘わされていることでもあります。

私、これについても、前に防衛庁長官と外務大臣に申し上げたんですけれども、法律を作っている段階で、一体、戦闘行為の行われている地域と

はどういう概念なのか、行われていない地域とはどういうことなのか、これをはっきりさせるべきではないかと。それをはっきりさせるのが、言うならば法律の使命でもあるわけですよ。作ってしまつてから解釈でこちやこちと、あそこに行けるのか行けないのか、いやそれは議論してみようとか、そんな問題じゃないんであつて、法律を作るときにははっきりと、将来解釈の違いが出てこないように、戦闘行為とは何なのか、それからイラクで現に行われている相当多数のテロ、ゲリラ、そしてアメリカ軍の中で若干の、あるいは相当数の戦死者が出たりもしている、ああいうことが行われる地域は戦闘行為に入るのか入らないのか。それを、国民が法律を見て、あ、なるほど、これは入らないんだと、だから自衛隊が行くのも当然だと、逆にまた、あ、これは入るじゃないかと、それを、政府は何で自衛隊を送り込んでるんだと。こういう疑問を持つてお互いに議論をし、あるいは国会に尋ねて質問をしてくると、これが国民の権利でもあるわけですからね。

それを、戦闘行為が何なのかということを一切はつきりした説明をしようとしないうでしよう。起きてみなきゃ分からぬとも言ふんでしようか。そして、現地に自衛隊員を率いていく指導者、指揮官たちに、おまえら、現場に臨んで考えてみろ、そこで判断しろと、こういう考えだろうかと、も思いたくなるわけで、もしそうならば、指揮官の一人一人によつて判断が違ふことだつてあるわけで、これは行かない方がいい、いや、おれは断固行くと、こういう指揮官だつて出てくるわけで、それを統括するのは一体だれなのか。防衛庁に問い合わせてみても、さあ、そこはやっぱり国会で答弁があつたように、法律を読み上げ、ということだから、君ら考えたまゝと、これに終始してしまふんじゃないかと。

法律を作っているのが今の段階なんです。疑問があれば、その疑問、国民の疑問にこたえてうだと、戦闘行為とはこういう、戦闘行為じゃない、行われている区域とはこういうことを言つ

て、今現在、例えば二十人あるいは五十人のテロリストたちが暴れ回っているような地域、あれは国対国の戦争とは思えないから戦闘行為に入らないんだとか、いやそれは入るんだとか、これ法律の上でもし事細かに明らかにすることが困難ならば、そのために政令というものがあつて、政令を作つて、その中できちつと区別をして、それを見る自衛隊の指揮官あるいは防衛庁の指導者が間違ふことのないように作り上げるのが法律というもので、それが国会議員の最大の使命だと言つてもいいんですよ。何か難しいから適当に書いておいたと、おまえら現場に行つてよくよく考えてみると、おまえらに任せると、こんな加減な法律の作り方はないわけですよ。

何かこの辺を今までもうさざん議論されてきました。だれも、だれ一人納得していない、野党の人たちはですね。そういう立場の人は三割か四割日本人に在るわけですから、その人たちにこれで分かるように、考え直してほしいということをして政令の形にしてこの場に持ち出してきて、そしてこれで議論しましようよというのが本場の意味で法律の作り方なんです。こんなことは私がお説教するまでもなくお三方とも御承知だと思いますけれどもね。

そこで、官房長官、いかがでしょうか。官房長官の国会での説明もどうもはつきりしない。分かりやすく我々に、国民を代表する我々に説明していただければ有り難いと、こう思います。――

○委員長(松村龍二君) もう防衛庁長官の答えは分かっていますので。福田内閣官房長官。

○国務大臣(福田康夫君) 要するに、今回の対応措置を実施するといふ、その際に戦闘行為が行われていない、そしてまた、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない、そういうふうな認められた地域において対応措置を実施するといふことでございまして、これはいわゆる非戦闘地域といふことでございまして、これは、要するに非戦闘地域といふことは、これ

は憲法の枠内で実施するといふことで、憲法との関係において設けた考え方でございます。

この非戦闘地域といふものは、これは防衛庁長官が実施区域を指定するときに決定するわけでございますけれども、この指定については総理が承諾する、承認するといふ際に判断を最終的にはするといふことになっておりますし、またこれをどうやって決めるかといふことは、我が国が独自に収集した情報、又は諸外国等から得た情報を総合的に分析しまして、活動期間中の状況変化の可能性なども含めて合理的に判断をしないと、こういう考え方になつていくわけでありまして。

○佐藤道夫君 実はこの問題も党首討論で取り上げられて、分かりやすく一か所ぐらい説明してくださいと菅代表が言ったのに対して、総理は、答弁聞いておられたでしょう、私、悪くいへばにやにやしながら、そんなことおれが分かるわけないだろうと、何か威張つて答えていましたよね。分からないのが当然なんだと言わなければいい方でした。

総理大臣といふのは一国の本場の最高のリーダーですから、その人が分からなければ国民のだけれども分からないと、こう考えてもいいんであつて、これから国民、自衛隊員だつて国民ですから、をそういう危険な地域に派遣する、一体どこまで、どこで仕事をしたらいいのかだれもはつきりした結論を持っていない。総理大臣に聞いても、そんなことおれ知るかと言われ、どなり付けられるだけでしょ。じゃ、だれに聞けばいいんだと、おまえらで考えろと。何かそれらしいことも言つていましたね、あなたどう思うんですかと。かつてね。(いい質問だ)と呼ぶ者あり) いいか悪いかは別として、一体どういふふうになつてゐるんですか。

そして、この前も私ちよつと言つたんですけれども、イラクに行つてゲリラがテロに遭ひまして、自衛隊員が何人か、戦死かどうか分かりませんが、事故死かなんか分かりませんが、死んだとすると遺族が黙つていないですよ、これ。安

全だと言つて我々は拍手をして送り出してやつたと、子供たちもそう言つて、頑張つてくると言つて出掛けていった、それが危険な地帯に入り込んで殺されちゃつた。そこにはやらないと言つていたじゃないですかといふことを理由に損害賠償の、今は高いですからね、何億という金です、若者一人の命を奪ひますと。損害賠償の請求が出てくると。一体どうなつてゐるんですか。裁判所だつて、法律を読んでみるとはつきりしたこと書いていない。一体、入り込んでいつて、テロがあつて、殺されてしまつた、三人か五人が隊員が殺された、これが戦闘行為の行われている区域なのかどうなのかと。

裁判官によつて違ふかもしれない。自衛隊員が亡くなつたといふことを大変重く評価する裁判官は、これは国が悪い、防衛庁が悪い、国が悪い、当然、賠償しろといつて何億円という賠償を命ずるかもしれない。しかし一方、防衛庁の立場を重く考える裁判官は、そんなことはしやうがないことだ、まあだれも予想してゐなかつた、いきなりゲリラがやつてきてばんばん撃つて隊員が死んじゃつた、昔で言えば名譽の戦死だと、まあここで我慢してくださいよといつて請求を認めないかもしれない。

裁判、とにかく法律がはつきりしないんですから、裁判官だつて自信を持てませんよ。どうすればいいんですかねといふ気になりますよ。何か防衛庁長官を証人に呼び出して、どうだと証人尋問をするかもしれないよ、そうなつてくると。恐らく、私は分からないと、じゃ最高責任者はだれだと、小泉総理だと、小泉総理を証人に呼んできて、ちよつと、あなた答えてくださいよ。うるさいと言つて、彼は答える、おれがそんなことを知つてゐると思ふかと。そんなことかもしれないよ。いや、大事なことです、これ。

たとえ一人でも自衛隊員に戦死が出たら、事故死が出たら、その場合に一体国の責任があるのかないのか、どうなのかといふことを、またここで同じような議論が繰り返されて、まあしやうがな

いかといい、みんなあきらめようというようになるとなるのが落ちだろうとは思いますが、それでもね。

官房長官、どうなんですか。こういう大問題について、私、閣議で本当に徹底して議論してほしいと思うんですよ。いろんな意見があるでしょう。いろんな意見が出るようなのは法律が悪いんですよ。昔から憲法と、悪い法律と言いまして、作っている最中から何しろ議論しているくらいですからね。これからだっているような意見が出てくると思う。何でそのことをはつきり書かなかったのかと、国民はそう思いますよ。いかがですか。

○国務大臣(福田康夫君) これは、先ほど私が申し上げましたことに尽きているんです、実はね。

先ほど、我が国が独自に収集した情報、それから諸外国等から得た情報を総合的に分析し、活動期間中の状況変化の可能性なども含めて合理的に判断をするということでもございまして、対応措置を実施する場合に、活動地域、実施区域、これを決めるときにはそのような手続を踏んで決めるわけでございます。ですから、小泉総理が昨日、党首討論で、言えるわけがないじゃないですかというふうに申し上げたのは、菅代表はこの法律を読んだらじゃないかという前提に立つて恐らく言われたんじゃないかと思えますけれども。

そういうことで、今現在決めることはできない。あしたから自衛隊が出るとかそういう話じゃありません。これは、これから十分なる調査をした上で、その上で活動地域それから活動内容を決めるわけでございますから、これはまだちょっと時間が掛かるわけでございます。

そういうことで、総理は、今そんなことを決められる段階じゃないでしよう、こういうことを申し上げたんだというように私は理解をいたしたわけでございます。

○委員長(松村龍二君) 佐藤道夫君、時間が参っておりますが、おまとめいただきしたいと思います。

○佐藤道夫君 法律、さつきから何度も言っていますけれども、法律を作っている、法律というのは国民のものなんですよ。国民が議論して、ああ、これならいいと、派遣してもよろしいと。それを何かの、まだ何にも決まっていらないんだ、三か月か何か月かたまたまきや何とも答えすらできないんだと、最高責任者がそんなことを言っているわけ、さあどうだと言われたら国民も困るでしょう、賛成していいのかわからないのか。どんな状況下で自衛隊員が事故死をしたら国が補償をするのか、責任を負うのか、全然明らかじゃないんですよ。こんなことを議論して、さあ結論を出してくれ、多分賛成多数で通るんじゃないのかと言われたら、責任のある採決には加わることはできないんですよ。

そういうことを、ちゅうちゅうなく、疑問なく国民に答えるのが内閣の仕事、総理大臣の仕事。しかも将来、自衛隊を率いて、指揮官の最高責任者は総理大臣ですからね、あそこにおまへら行つてこい、ああ、絶対安全だからと。ああそうですか、本当ですか、そうだと、それだけの責任があるんです、総理大臣。それが、作つたときだってはつきり議論していないし、よく分からなかった、今だって状況は変わっていないんです。これから三か月たつたつてね。

そういう状況下において、どの地域まで行けるのか、どういう地域に行けるのか、それを政令で書けないというのは、よほど防衛庁というのは立法能力がないんですな。いや、本当ですよ。これは歴史に残る悪法だと言われますよ、自衛隊員がイラクに出向いていつて十人、二十人あるのは五十人も死んだりしたら、それは政府の誤りだったろうと、法律はどうか、何にも書いていないじゃないかと、よくまあこんな法律を作つてとみんなあきれますよ。まじめな話です、これ冗談言っているわけじゃないんですよ。少し真剣に考えていただきたい。

最後に答弁を求めまして、終わりに、私の質問は終わりにいたします。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど来官房長官から答弁があるとおりでございますが、非戦闘地域という概念と安全が危険かという概念は、これは重なるものではないというところは累次答弁を申し上げているとおりです。

非戦闘地域でなければいけないというのは、憲法上の要請をきちんと確保し担保するために設けておる規定であつて、そういうところでなければそもそも自衛隊をやつてはいけないということを書いております。非戦闘地域イコール安全な地域であるということをお答えを申し上げたことはございませんし、政府としてもそれを答弁したことはございません。それを混同して議論をされますと、これ本間に国民に議論が分かりにくくなるのだからというふうに思っております。

そして、総理がお答えになりましたように、今の時点で、この地域が実施区域としてふさわしいと、この地域が非戦闘地域である、この地域が安全な地域である、政府として調査団も出していない段階でそのような無責任なことがお答えできると、官房長官から御答弁ありましたように、きちんと確認をして出す、その趣旨はこの法律にきちんと書かれておるとおりでございます。

以上です。

○榊原寛津也君 民主党・新緑風会の榊原でございます。

私の時間も限られていますので、是非簡潔な答弁をよろしくお願いしたいと思います。

質問通告をしたのが数日前でございまして、様々な政局の変化もありますので多少通告外の質問をさせていただくこともあろうかと思っておりますけれども、御容赦願いたいと思います。

一昨日、モスルで、サダム・フセインの二人の息子と言われているウデイ、クセイ、二人が殺された、死体となつて発見されたという報道があり、今日、昨日の報道であつても、恐らくこれが本物であろうという報道が流されました。外務省、防衛庁はそれぞれ外交ルートを通じて情報を聞いていると思えますけれども、恐らくこれは本物だろうというのが現在までの情報であります。ただ、このウデイ、クセイの死体発見によつて、私は三つのことを我々が忘れてはいけないと思います。

まず一点は、発見された直後、バグダッド若しくはイラク各地で市民が祝砲によつてこれを祝つたという現実であります。祝つたことが注目する点ではなく、あのように市民の、至る所でいまだに市民が銃を持っているという現実が改めてブ라운管を通じて明らかになっているということだと思います。

二つ目が、一昨日の祝砲のムードから昨日のイラクの雰囲気はがらつと変わつていまして、サダム・フセインを守るという一部のゲリラ組織がリベンジの犯行をはめかしている、予告をほめかしているという現実だと思えます。

そして三つ目。あの二人が見付かったモスルというのは、言うまでもなく、あのイラクの状況を知っている者であれば、今まで日本の言う、フィクションであろうが何であろうが、非戦闘地域とカテゴリーされる典型的な地域であつた、報道でしか分かりませんが、アメリカから日本が行つてくれと要請のあつたとされているバードなんかよりもよほど安全な地域なんですね。このモスル、正に灯台下暗し、町もそんなに破壊されていないあのモスルに、日本の政治家も行ったことのあるあのモスルにサダム・フセインの二人の息子が実は隠れていた。ということは、多くのイラク人がそれをかばう組織的なゲリラ若しくはサダム・フセインたちをかくまおうとする組織があちこちに存在するという現実なんだろうと思えます。

官房長官、この現実をどう受け止めますか。すなわち、これはあなたたちが非戦闘地域と定義しようとしている地域が、実はいつ非戦闘地域になってもおかしくない、ゲリラがたくさんいるという現実なんですよ。官房長官、どうですか。

○国務大臣(福田康夫君) 私、申し上げる前に、事実どういふふうになっているか、それ、外務大臣から説明してもらいたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 事実関係、今、樺葉委員がおっしゃられた、基本的に、とおりであります。

その理解をどうするかという、その祝砲については、私はやはり祝砲という意味があったと思いますし、それから、そのリベンジということについていえば、今後これが我々としては事態の、その治安が良くなっていくことにつながっていくということを期待をしていますけれども、一進一退、いろいろな展開はあるであろうということだと思っています。

それから、そのモスル、これは確かに今までそういう三角地帯と言われたところよりも更に北にあるところでもあります。これについては、基本的に非戦闘地域かどうか、派遣する地域かどうかというの、先ほど来官房長官あるいは石破長官がおっしゃっていらつしやるように、これから事態の展開はいろいろあるわけでして、きちんと調査をしていくということであるかと思っています。

○国務大臣(福田康夫君) 確かに、今、外務大臣から話ございましたように、イラクの情勢というのは、現状もございしますが、将来どうなっていくのかというところは、これはよく見極めなければいけないところだと思います。

ですから、そういういろいろな問題はらんでいるといふそういう地域であるからこそ、この法律で自衛隊の活動についてもいろんな制限を加えているという、そういうこともあるわけでございします。

いずれにしても、今後の情勢よく見極める、それは、そのためにはしかるべき調査もしない

ければいけない、しかるべきというか、十分な調査をしなければいけない、その調査は、状況の調査とそれから我が国自衛隊又は民間の方がどういう活動ができるのかといったようなこと、そういうことを含めた具体的な調査をしていかなければいけない、そのことが前提でございまして、今の情勢がすべて安全だというふうに言っているわけではもちろんないわけでございしますし、むしろ、いろいろな問題があるんだというところは認めた上で、今後、慎重にこの問題を取り扱っていききたいと思っております。

○樺葉賀津也君 状態を見極めなければいけない、しかるべき調査もやらなければいけないとおっしゃいますが、もう現実じゃないですか。安全と言われていた、町も破壊されていない、そして安全だから米兵も余りいなかった、このモスルにウダイ、クサイが隠れている。そしてこれをおくまう多くの組織の人間がこの町にいるということですよ。そしてこれも今まで気が付かなかった。これは火を見るよりも明らか、非戦闘地域もしくはあなたたちが非戦闘地域と定義しようとしている地域が簡単に戦闘地域やゲリラ戦の戦場になるといふこと、明らかなんですよ。もう現実なんですよ。それを、見極めるであるとか、こういう言葉でこの委員会の場を逃れてはくれないと思います。我々は政治家ですから、政局によつて様々な発言をしなければならぬときもあります。しかし、私は、少なくとも中東を少しもやっつけた人間として、このようなことは許されな

いと思ふんです。それではお伺いします。

今、佐藤委員の、一つの町でもいいから非戦闘地域にカテゴライズされる町を挙げてくださいますとおっしゃたら、いや、これから調査するんだというふうにおっしゃった。しかし、仮定の話としても、そして今の現状から認識しても、私は、例えば今の現状ではこういう町は非戦闘地域に定義されるかもしれませんが、という具体的な説明、私、必要なんだろうと思ひます。

どうですか。一つでもいいから町を挙げてくれませんか。

○国務大臣(石破茂君) 私、その必要性があるというふうには認識をしていません。

それはなぜなのかといえ、実際に日本政府として、確かに調査団は参りました。しかし、イラク全土にわたって独自の調査をしたわけではありせん。やはりここがそういう地域であるということ、ことを言うためにはそれなりの調査というものがなければ無責任な答弁になるだろうと思ひています。

○樺葉賀津也君 いや、そうではないと思ひます。例えば、今この町がある、この町の現状はこういふところ、この状況だから、今の現状においてはこの地域は非戦闘地域と認めてもいいいんではないですかという国民に対する分かりやすい説明、提案、例えばこういう町は今後非戦闘地域にカテゴライズされる可能性があります、無論、更に調査をしていってその現実が変わればこの地域が非戦闘地域でなくなるかもしれない。しかし、今このような重大な法案を通そうとしているんですから、具体的な分かりやすい例を挙げて説明する、という説明責任はあなたたちにあるはずですよ。

官房長官、若しくは防衛庁長官、具体的に都市の名前を挙げてください。

○国務大臣(石破茂君) 都市の名前は今無責任に挙げられないのは申し上げたとおりの理由によります。

委員もこの法律をよく御承知の上で御質問いただいていると思いますが、私たちはそういう地域では活動しない、そしてもう一つは、近傍でそういう戦闘行為が行われ、あるいは予測される事態に至った場合には、活動を休止し、危険を回避し、実施区域の変更等の措置を待つというふうな条文で定めておるわけでございします。

それは、佐藤委員がおっしゃいますように、そんなときに指揮官が分かるのかというふうにございますが、それは行動というのは努めて極めて

抑制的になされるということになってまいります。したがって、日本国の自衛隊がどういったらば戦闘行為というものにならないようにするかという歯止め、これは掛けておるわけでございまして、分らないという御指摘に對しましては、行動は抑制的になるということをおし上げることにいたします。

○樺葉賀津也君 外務大臣にお伺いします。今、バグダッドの大使館に何人いらつしやつて、CPAに日本人は何人いるのですか。

○政府参考人(安藤裕康君) お答え申し上げます。現在、上村臨時代理大使以下、八名の職員が勤務をしております。

それから、CPAでございしますけれども、CPAを通じて日本政府の人的協力ということで、現在、政府職員八名を派遣しているところでございまして、これはそれぞれバグダッドとバスラにあります。

○樺葉賀津也君 計十八名ですね。

○政府参考人(安藤裕康君) 十六名です。

○樺葉賀津也君 十六名ですね。合計十六名の方が、日本人が現地にいらつしやると。

当然、この現地の日本人とは外務省として連携を取っていると思うんですけれども、これらの方々の情報から、少なくとも現在でどの町若しくはどの地域が非戦闘地域として想定をされる可能性があるかということは、これ無論言えるはずだと思ふんです。

外務大臣、お答えください。

○国務大臣(川口順子君) 先ほど来防衛庁長官がお答えのように、これについてはきちんとした準備をした上で申し上げるべき話であつて、私の立場でこれについて今の時点で無責任にこはさうであらうと言ふことは差し控えたいと思ひます。

○樺葉賀津也君 全くもって無責任だと思ひます。

我々政治家は戦場に行くことはありません。戦

場に行つて汗を流すのは自衛官であります。我々は、あの五十度の灼熱の中で命の危険にもさらされながら人道復興支援に汗を流す、ひよつとして血も流すかもしれない、相手に血を流させるかもしれない可能性のある自衛官に対して、もっと緊張感と誠意を持ってこの議論をするべきだと思ふんです。

防衛庁長官、この法律における安全な場所という概念は一体何でしょうか。安全な場所の定義をどうしてこの法案に盛り込まないのですか。

○国務大臣(石破茂君) これも何度か答弁申し上げましたが、一般人、すなわち訓練も何も積んでいない、権限も与えられていない、自己を守るために必要な権限、そしてまた武器も与えられていない、そういう一般人にとつての安全な地域と、訓練を積み、そして自己を守るための権限を与えられ、そのための装備を携行していく自衛官にとつての安全な地域、これは当然概念が異なるものでございます。

これも累次答弁申し上げておりますように、どんな地域であるのか、そのためには、権限は定められておりますけれども、何を携行していくべきなのかということとをきちんと詰めました上で、どこがそういう地域なのかということを決することになります。したがって、自衛官にとつて安全な地域ということは申し上げておきます。

しかし、何を携行していくのか、まさか機関銃一丁とか二丁とかそんな議論ではございませんが、どこまで持つていくのか、それはおのずと、何でも持つていいという話ではなくて、自己を守るために一つ一つの定めがあります。そして、持つていく武器は、何を携行していくかということは二つの概念があつて、それはどれだけの装甲に耐えるものなのかということもあります。そういう地域、そういうものを持つていって、自衛官が権限の下に安全に行動ができる地域、今の法律の中でお答えができますのはそこまでです。

○樺葉賀津也君 安全な場所の法的概念をここにきっちり盛り込まないと、この法律を背景にしよつて現地に行く自衛官はたまったものではありません。この安全な場所の法的概念は一体何なんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 法的概念というのは、防衛庁長官に与えられております隊員の安全に配慮しなければならぬ、こういうものが法的な根拠になります。それは、あえてこの法律に書いておる、新しい、新しいといふんです、当然のことでございますけれども、改めてこの法律に書かせていただきます。

委員は法的な概念というふうにおっしゃいます。が、例えて言うとなんを持っていくんだということはこの場で決められるものではありません。逆に言えば、これしか持つていけないということになった場合、法律は天下周知の事実となりますので、そうすれば相手から何を思われるかということとを考へるのは、これは当然のことでございます。

どうすれば自衛官が安全に任務を遂行できるかということにつきまして、政府としては今までも真剣に考へてまいりましたし、これから万全を期します。

○樺葉賀津也君 戦闘地域、非戦闘地域の区分けの問題、そしてこの安全な場所という概念の問題、今の答弁を聞いて、私はますますこの法案は絶対に通しづらいいけないう意を強くいたしております。

長官は十五日の防衛庁長官記者会見で、大臣自ら現地視察を考へているというコメントを述べておられますが、大臣いつ、長官いつ行かれるお考えですか。

○国務大臣(石破茂君) これはまだ法律が御審議中の現在、それはいつということでは申し上げるわけにはまいりません。

○樺葉賀津也君 法律が通過したと仮定して、そのどれくらい後に行かれるお考えですか。

○国務大臣(石破茂君) 具体的にそれは決定をいたしておりません。法律がまだお認めをいただいていない、真剣な議論が行われている段階でそう

いうことを申し上げるのは不謹慎かと存じます。

○樺葉賀津也君 それでは、長官が行く場所は、安全な地域に行かれるんですか。

○国務大臣(石破茂君) それは、どこが安全な地域かは今の時点で申し上げられないということをお申し上げたとおりでございます。

○樺葉賀津也君 私はどこに行くんですかねて聞いていませんよ。安全な地域に行くんですかと聞いています。

○国務大臣(石破茂君) それは御案内の上で御質問かと思いますが、自衛官にとつて安全な地域とは何かというのは、一般人にとつて安全な地域と違うのは違います。しかし、私は防衛庁長官でございますが、自衛官ではございません。そうしますと、本当にどこにこの地域に、仮に私が法律をお認めいただいて行くとして、これは本当に本

当に安全な地域で、何も飛んでこず、エアコンも利いておつて、そういうところで単に行つてきてアリバイを作り出したというふうなことを申し上げてはいけないのだからというふうに私は思いますが、今、委員が安全な地域に行くのかというふうに御質問になつて、はいそうですね、いいえ違いますと、どちらをお答えをいたしましたも正確を欠く答弁になると思ひますので、これでお許しをいただきたいと思います。

○樺葉賀津也君 大変上手な答弁ですけれども、私の答えには、余り答えていないというのが現実だと思ひますけれども。

長官、昨日の私の本会議場での討論の中でも述べさせていただいたんですけれども、今イラクには三つの地域があるんです。一つが戦闘地域、もう一つが戦闘地域の中で危険な地域、そして非戦闘地域で安全な地域、この三つがあると思うんですけれども、長官、この様々な三つの地域、このすべて、全部足を運んでいただいて、長官自ら現場をしっかりと見ていただきたいと思うんです。加えて、順番が逆だと思ひますよ。調査団や、今月末にも日本の調査団が現地へ行くという報道もありました。調査団がまず行く、若しくは

長官自らが防衛庁のトップとして現地に足を運ぶ、そして現地の状況を見極めてからこの法案を審議してこの法案を作っていくというのが当然の我々政治家としての責務であり、正当なプロセスだといふふうに私は強く主張したいと思ひます。

防衛庁長官、自衛隊法第三条には国の防衛という役割、自衛官の役割について書いてあります。実際に汗を流し、先ほども言いましたが、血を流すかもしれない自衛官に、この自衛隊法第三条は、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に

対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。」といふふうを書いてあります。

この自衛隊法第三条の趣旨に合致をしない今回のイラク派遣、あなたは自衛隊のトップとして現地に行く自衛官にどう説明をするのですか。

○国務大臣(石破茂君) まず、冒頭の委員の御指摘ですが、これも累次答弁を申し上げておりますように、この法律は枠組み法でございます。基本計画は内閣の、閣議の決定により内閣が決めるものでございますし、そしてまた実施区域というのは総理大臣の承認をいただくものでございます。そして、実施の可否は国会の御承認に、これは事後でございますが、掛けておるわけでございます。そして、きちんとした調査をしていただくのは、その後に、いろいろな閣議でありますとか、総理の承認でありますとか、国会の御承認を経るものでございます。

そしてまた、今のお尋ねでございますが、それは自衛隊法全体の御理解の問題であらうというふうにして思つております。

確かに、委員御指摘のように、自衛隊法第三条は、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に對しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に當るものとする。」これが三条でございます。

この三条の仕組みの中で本来任務があります。

本来任務と付随的任務というふうに分かれまして、本来任務は主たる任務と従たる任務に分かれるということになっております。付随的任務の中には、例えて言えばPKOみたいなものもございす。これは、自衛隊法の中で何をどう読んでいくのだということになります。委員御指摘のようには、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため」ということから読めば、これはおかしいのではないかと御指摘もありません。しかし、我々は、例えばPKOというものに出し、あるいは国賓等の輸送を行い、在外邦人の輸送を行っております。そういうような形でいろいろな任務を行っております。自衛隊法の体系の中で整合が取れないとは考えておりません。

○樺葉賀津也君 今の防衛庁長官の説明で自衛官が納得をしてイラクに行つてくださるというふうには私は思えません。

外務大臣にお伺いします。

バクダッドの南方約八十キロにヒッラという町があるんですけれども、ここでICRCのマークの入った車が銃撃をされ、赤十字の職員が殺されました。その事実は御承知だと思います。赤十字のマークの入った車で銃撃をされ、ゲリラによって職員が殺された。そしてその前日、ICOM、国際移住機関、ICOMの職員もこれまた国連のマークの入った車に乗っているがゲリラに銃撃をされ殺されたというのが報道で明らかになっています。

現在までに、国際機関プラスNGO等で働く方々の死者数を外務省は把握されていますか。

○政府参考人(安藤裕康君) まず、国際機関の職員が襲撃により死亡したケースでございすけれども、これまでに三名が死亡したというふうに私も承知しております。先ほどお話のありましたICOMの職員、それからICRC、国際赤十字の職員の例でございまして、それに加えて、同じようにICRCの職員が四月に殺害された事件がございす。

それから、NGOでございすけれども、これは独自の判断で支援活動に従事しているというところとございすので、私どもの方としてその活動の全容を把握するということはなかなか難しいわけとございすけれども、私どもの承知してあります限りでは、これまでにNGO職員に死傷者が出たというふうには承知していません。

○樺葉賀津也君 外務大臣、三人がこれまでに殺されている。そして、そのうち二人がこの一週間に以内に殺されている。これは正にゲリラの攻撃が過激化をし、いら立ち、米英兵だけではなくて国際機関、いわゆる民間の方々や中立公正を保つという方々にまで攻撃の手が及んでいる。この現実を外務大臣はどのようにお考えですか。

○国務大臣(川口順子君) 先ほど一進一退と申しましたけれども、樺葉委員おっしゃる通りに、イラク人の中にいろいろな不満があるというところは事実そうだろうと思ひます。

それで、じゃどうすればいいのか。これは、事態は、一刻も早く支援の手を大量に差し伸べて、イラクの社会に平和と安定をもたらす努力を国際社会が全体としてするということがないわけです。それぞれ派遣されている人の安全というのは非常に大事であります。その安全を図りながら、それでいて同時に、できるだけのことを日本としても国際社会の一員としてやっていかなければいけない、そういう思いを強くしております。

二人のフセイン大統領の息子が殺害をされたという自体、これはいろいろな意味を持つと思ひますけれども、私は、このようなみなにかくまわれる立場の人間ですらそういう状況でなくなったというところで、フセイン大統領あるいはその他のかつての政権のリーダー、そういう人たちに安全な場所は少なくなってきたというところであらうかと私は思っております。

○樺葉賀津也君 昨日、一昨日です、国連安保理決議でイラク現状における報告書というものが提出をされ、報告がありました。全体的に米英に批判的なトーンでこの報告書は書かれていたとい

うことなんですけれども、この報告書の中で、国連のイラク支援団、これウナミと言ふんでしょ、UNAMI、この創立を、ウナミです、創設の必要性を説いているんですけれども、外務省としてこれを積極的支援していくお考えですか。

○国務大臣(川口順子君) 我が国の前から申し上げている立場というのは、イラクにおける復興には国連の十分な関与を得ながら国際社会が一致して当たるということが重要であるということであり、このUNAMIの設立について、今後安保理でどのような議論があるかということに注視をまいりたい。そして、それを見ながら、我が国としてどのような形でこれに関与していくかということ、あるいは支援をしていくかということが可能かということの検討をいたしたいと思ひます。

○樺葉賀津也君 私は、やっぱり日本はそういった支援をしていくことに全力を傾けた方がいいと思ひます。

これ、通告してなくて大変申し訳ないんですけども、今日の新聞、朝日新聞で、「NGO、資金難で撤退」ということで、イラク、ヨルダンの国境の難民キャンプの医療支援に当たっているNGOが外務省の追加支援がなくて、資金難によって今月末でその活動を打ち切ると。キャンプでは毎日八十人の患者が出ています。それから、この後引継ぎ手がなくて困っているという状況だという報道がありました。川口大臣は、ずっと、人道的支援で様々なルートを使ってイラク復興をしていくことを常々おっしゃってあります。これは通告してありますので大臣でなくとも結構ですけれども、この外務省の矛盾した姿勢をどのように説明するんですか。

○政府参考人(安藤裕康君) 本日の新聞に委員御指摘のような記事があることは承知しております。必ずしも私の直接の所管ではございませぬけれども、今朝ちょっと様子を聞きましたら、必ずしも外務省の追加援助がないためにこういう活動

ができなくなつて撤退したということではないようございまして、このジャバフ・ブラットフォーム自身の検討によつてこういうふうな結果になったというふう聞いておりますし、必要があれば、また御申請があれば、外務省としてその追加援助の可能性を検討することにやぶさかでないというふうには承知しております。

○樺葉賀津也君 局長、駄目です。ジャバフ・ブラットフォームは極めて日本政府、外務省と関係の強いNGOの受皿であります。そして、このジャバフ・ブラットフォームが活躍すると、外務省は連携を取つてやっていると、そして資金難で撤退すると、直接我々の関与している組織ではありませんと、こういう二枚舌を使つてはいけないと思ひます。

資金がなくて撤退して、我々の関与するところになつたら、このような事実があつたら、人道支援を我々は正に自衛隊を送つてまでやろうとしていふんですから、こういった支援を積極的にフォローしていくのが当然外務省の責務だと思うんです。

私は、防衛庁長官や官房長官がかねがねおっしゃつております国際性、継続性、組織性、計画性を持った国又は国に準ずるもの、今各地で起こっているゲリラ、これは正にこの国又は国に準ずるものに当たります。そして、赤十字や国連のマークの入った車でさえも襲われる現状。安全なモスルでさえもゲリラが暗躍し、サダム・フセインの側近中の側近、正に息子たちが潜伏し、それをかくまっている組織があるという現実。そして、安全な地域があつたという間に、瞬間にして、戦闘地域が瞬時に非戦闘地域に変わつていくこの現状。この戦地に今我々は自衛隊を送らうとしている。

私は、一人の政治家としてこの法律に到底賛成することはできないことを強く主張いたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

○吉岡吉典君 日本共産党の吉岡です。

二十二日の委員会での質問の続きに当たる質問を行います。

フセイン政権はイラク人民を抑圧し続けてきた独裁政権でありました。そのフセインを打倒せよということを求める国連決議は何かあったのでしょうか。まず伺います。

○国務大臣(川口順子君) 今までの国連決議の中に、安保理の決議の中にフセイン政権を打倒するようにという決議はございません。

○吉岡吉典君 米英が対イラク戦争で行ったのは、国連決議にもない、他国政府の軍事力による政権転覆であつたということがはっきり言えるということが明らかになりました。たとえ独裁政権、人民抑圧の政権でも、今日の世界で他国が軍事力をもってその政権を転覆するということが許されていないと思います。

今回の米英のイラクに対する戦争については、最近では、大量破壊兵器問題は口実であつて、目的はフセイン政権の打倒、これが本音であつたという多くの指摘が行われるようになっております。三月二十日のブッシュ大統領の開戦宣言も、大量破壊兵器の問題ではなくフセインからのイラク人民の解放ということを書いておられますし、大量破壊兵器が何一つ見付からないうちに発表された五月一日の勝利宣言でも、フセインの支配から国民を解放したということを述べております。

この本当のねらいがこういうところにあつたということと結び付いて、最近いろいろなアメリカの分析が行われております。例えば、当参議院外交防衛調査室の室員の人の書いた、最近発表された論文を見ましても、「イラクの米軍基地を米国は絶対に手放さないであろう」と、こういうように結論付けております。そうでなく、米軍が早期に撤退する見通しがあると判断しておられるかどうか、伺います。

○国務大臣(川口順子君) 米政府は、イラク人のイラク人によるイラク人のための政府ができ次第、できるだけ早くCPA当局はその職を離れてその仕事を終わるということを言っているわけ

あります。それは公の場でそういう発言をしております。

○吉岡吉典君 そのように事態が進行するという見通しを持つている学者というのは、私はほとんどいないと思います。

今のイラクの実態から、米軍が早期に撤退する、そういう現実的な見通しというのはどこからも出てこない、逆の泥沼化という状況、そういうイラクに日本の自衛隊を派遣しようというわけではございません。

ここで今議論になってきました小泉総理の安全なところがあるかどうか私は分からないという答弁は、これは、国民の間にそうでなくとも強く存在していたイラク派遣への不安を非常に大きくしたとは思いますが。なぜ分からないのか。石破長官は調査しなければ分からないとおっしゃったんですが、調査が十分にやられていないからではなく、イラクの事態が非常に流動的で、いつどこで何が起るか分からない状況ということが総理の答弁が示すものと私は思います。

そういうところへ自衛隊を送る。しかも、一方では、憲法とのつじつまを合わせるために、万一起捕らえられても、国際法上の捕虜としての保護は受けられないということも明らかになりました。

私、ちよつとここで付け加えて聞いておきたいんですが、先ほど佐藤議員が述べられました、不幸にして戦死というような場合が出た場合はどうなるのか。犠牲者が出た場合、それは、捕虜は戦闘員でないから捕虜の扱いを受けないということですから、私は、自衛隊員が不幸にして犠牲になったというふうな場合に戦死と言えるかどうか、これと似たようなお答えを願います。

○国務大臣(川口順子君) 戦死という言葉を使われて今おっしゃったわけですが、この言葉の意味ですが、例えばジュネーブ条約において戦死あるいは戦死者という用語は使われていないわけでございます。ですから、死者という意味で使われているということですが、ジュネーブ条約、一

から四までありますけれども、それぞれのところで、例えば第一条約、これは陸戦条約でありまして、あるいは第二条約、これは海戦条約ですけれども、この死者という規定、これは紛争当事国の軍隊構成員の死者の扱いに関するものであります。したがって、自衛隊がこの法案に基づいてイラクで活動をした場合に、これは武力紛争の当事国とはならないということで、死者に該当する、ジュネーブ条約、第一、第二条約に言う死者には該当しないということになります。

それから、ジュネーブ第三条約というのは、これは捕虜についての条約であります。死者に関する規定は捕虜となつた者が死亡した場合に関するものであります。ジュネーブ諸条約上の捕虜となることは、自衛隊員はなることはないわけでございますから、これには該当をしないということになります。

それから、ジュネーブ第四条約というのは文民条約でありますけれども、これにおける死者の規定というのは、これは被抑留者が死亡した場合あるいは紛争当事国の住民が武力紛争によつて死亡した場合に関するものであつて、したがつて自衛隊員がジュネーブ条約上の被抑留者となつたりあるいは当事国の一員となるということは想定をされないもので、この規定に言う死者に該当するということではないと、そういうことであります。

○吉岡吉典君 私が確かめたところでは、自衛隊は武力紛争の当事者ではないと、したがつて捕虜の扱いも受けないと、佐藤議員が言われた名誉の戦死でもない、戦死とは言わないと、こういうことでした。

防衛庁長官、あなたは、これから派遣される自衛隊員一人一人に、君らは万一のことがあつても捕虜の保護は受けまいぞと、戦死ということにはならないぞということを徹底して送りますか、どうですか。

○国務大臣(石破茂君) それは、そういうことを申し上げることはいたしません。

いのでございますけれども、相手方が自衛官を捕虜にするような権限は持たないということを申し上げておるわけでございます。そのようなことをしていい立場に向こうは立っていないということであつて、その中にそういう概念は成り立たない。

しかし、我が政府として、そういうような、仮に万が一そういうことが起こつた場合に、当然そういうようなことはあつてはならないことであつて、国際社会とともにそういうような虐待、そういうようなことがあつてはならないということを要求するのは、これは当然のことでございます。それは相手方が法的にどのような者に立つたかということの理解によるものでございまして、それは自衛隊がどうであるからということに起因するものではございません。

それから、もう一つ御指摘になりました戦死ということにはならないのだぞという御指摘でございますが、それは、今ジュネーブ条約上の解釈というものを外務大臣からお話ございました。そういうことによるわけでございます。その仮に万が一そういうことになつた人たちに對して、我が政府として、そういうことにならないように万全な配慮を行ないながらもそういうことが惹起されたとして、国として最大限のことをなすのは当然のことでございます。

○委員長(松村龍二君) 川口外務大臣。

○吉岡吉典君 いいです、時間がないからいいです。

今、防衛庁長官、相手にそういう権利ないとおっしゃいましたけれども、それは日本政府の言いつ分であつて、日本は正当性を持たない、国際的に多くの指摘があるそういう地位でアメリカ軍に協力するわけで、相手国側にはそれに対して抵抗する権利があるというのが多くの国際法学者の一致した意見になつておることを申し上げておきたいと思ひます。

いずれにせよ、日本国憲法が認めない海外での自衛隊の行動、これをなぜ無理に無理を重ねてや

らなきやならないのか。私は、これまでの論議でも、国連の要求もない、またイラクからの要求もない、結局アメリカの要求によって行われるということだと思ひます。日本の自主的判断だと思ひしやるんですが、これはもうアメリカ側の要求というのは全くないのか。

アメリカの日本に対する要求、圧力というのはこれまで常識になつてきておりますが、その点、石破長官、あなたでも防衛協議等いろいろあると思ひますけれども、ちよつとお伺ひします。

○国務大臣(石破茂君) 具体的に、どこで何をしてくれというような要請はございません。

○吉岡吉典君 私は、この問題が論議になりましてから、アメリカは日本に實際上、意見は述べるけれども要求はしてこないような意見、またすべて日本が自主的に決定しているような議論がありますので、この際、確かめておきたいんです。

アメリカはかつて日本に対して、通商交渉でもまた防衛協議でも、脅迫と等しい圧力を掛け、対日要求を突き付けてきたということが、交渉の当事者が自ら書き、語っております。そういうことがお認めになるかならないかということです。

例えば、お亡くなりになりました伊藤宗一郎衆議院議長ですね、元。この人、防衛庁長官時代にアメリカへ行つたときには、戦後の日本の特殊性を認めないということで大変だつたと書いていますね。平和憲法、非核三原則、専守防衛というのは独り善がりの理論であつて、そういうのは認められない、それを変えろと突き付けられたと。それで、テーブルをたたきましたと、相手は。そして、あなたらは選挙民が怖くてこういうことが言えないのかと迫ってきたと、私はたじたじだつたと、こう雑誌で書いております。それから、田村元、これも衆議院議長をやられた人ですね。三年間の通産大臣時代の通商交渉では、彼らは事ごとくに罵倒してくるのだと、こう、これは新聞の投稿文書の中で書いておられます。こういうのが日米関係だつたんです。

今の日米関係で、こういうテーブルをたたいたりの交渉があるかないか知りません。もうテーブルをたたかなくなつていい状態に日本側がなつていて、たたかなくなつていい状態に日本側がなつていない、日本の戦後の特殊性、それは平和憲法、非核三原則、専守防衛、これが独り善がりの理論だから変えろというのが基本要請だつたと書かれていたわけですね。

私は、これは伊藤宗一郎さん、防衛庁長官、元、の意見ですから、石破防衛庁長官にお伺ひしますが、過去にはこういうことがあつたことは認められるか、過去にもそういうことはなかつた、今もないとおっしゃるのか、過去も今もあるとおっしゃるのか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) それは、物故されました伊藤宗一郎先生とは随分いろいろなお話をさせていただきましたが、伊藤先生からそのようなことを承つたことはございません。また、私もそのような現場を見たことは当然ないわけでございます。

それから、今そういうことではないかというお話ですが、これはいろいろな機会にアメリカ国防総省の関係者の方、ラムズフェルド長官を始めとして、お目に掛かることがございますが、そのようなことは一度もございません。それは脅迫的な言辞を弄さなくてもいいようになったのだというふうな委員の御指摘ですが、私は、むしろそれよりも、合衆国というものがどれだけ日本の重要性と、そのものを理解し、日本のいろいろな姿勢と、そのものに対して感謝の意を表しているかということをつくづく感じる人が多いわけでございます。それは、日本の独自性というものは全く無関係な話であつて、合衆国は日本のそういう立場を十分理解した上で、コアリションという形で日本に対して今回の、合衆国だけではございませんけれども、どういふような形で参加ができるのか、それはそれぞれの国の主体性において決せられるべきものという立場は全く変わっていないと理解

をいたしております。

○吉岡吉典君 伊藤防衛庁長官、元長官は、私、直接聞いたのではなく、雑誌や新聞で語つておられることによつて今は私は発言したということをつけ加えておきます。

私は、日米防衛協議に参加した人から随分たくさんいろいろな話を聞きました。もう驚くべき話も聞きました。時間がありませんから今日はここまでは行いませけれども、私は、やはりアメリカが、日本の戦後の特殊性は認めない、平和憲法、非核三原則、専守防衛を変えろと言ひ續けてきた。そして、今の日本は大体そういう点でアメリカの合格点になつていないかという点でアメリカを考へざるを得ないということももう一度申し上げておきたいと思ひます。

次の問題は、二十二日も若干触れた問題ですが、今度のアメリカのイラクへの戦争、あの大量破壊兵器問題というのは、あるかないかということと目だが、今も議論がありましたように重要な問題です。同時に、私は、あの宣伝というのは戦略的な情報操作で国民と世界を戦争に巻き込んでいった、そこに今アメリカ国内でもイギリスでも国民が怒りをぶつけているところがあると思ひます。

日本も満州事変は謀略で開始しました。そして、満州事変は、その後の事態、次々謀略の連続であつたということ、これは防衛研究所に保存されてある資料でも一〇〇%証明されております。これも時間がありませんから、私、一々申し上げません。私、本にも書いております。ですが、アメリカもこれは大変な謀略を繰り返してきた国。最近、アメリカ国家犯罪全書という本が出ておまして、私、読んでみました。アメリカというものはもう本当にひどい謀略で戦争をやつてきた国なんだなということ、これはもう皆さんが我が同盟国だとなたえるような相手でないといふことを私は、この本はみんな出典挙げて書いている本ですから、本當驚きました。日本で

よく知られることは、トンキン湾事件の謀略があるわけですね。

今度のイラクの大量破壊兵器をめぐる、アメリカ議会でもイギリスの議会でも問題になつていゝる一連の虚偽あるいはでつち上げ、そういうものの中に謀略の宣伝の真相があることをお認めになるのか、それは一切ないとおっしゃるのか、外務大臣、お伺ひします。

○国務大臣(川口順子君) 謀略の意味はちよつと私よく分かりませけれども、アメリカ側は情報の開示については私は非常に透明な国であるといふふうに思つております。

委員がおっしゃつていらつしやるのは多分ニジェルからのウランの購入にかかわることかと思ひますけれども、その情報が正確であつたといふことについてはアメリカ政府は公的に認めているわけでありませ。

それで、このことによつて今回のイラクの大量破壊兵器についての疑惑が何ら変わったかということ、そういうことではない。このニジェルからのウランの購入の話が正確であつたとしても、それによつて不存在、WMDが存在をイラクにしないといふことが証明されたわけでもない。それから、このイラクについて軍事行動を取つたことの正当性がそれによつて揺らぐわけでもないといふふうに考えております。

○吉岡吉典君 アメリカのあの大量破壊兵器をめぐる一連の宣伝、これは、別の人は、口実であつて、目的はフセイン打倒、中東支配だつたと、こう書いていますわけですが、あそこの中に謀略性が感じ取れないような外務大臣では、私は世界の戦争の歴史から教訓を学ぶことができないと思ひます。

日本の戦前行つた戦争からも我々は日本が繰り返してはならない教訓を学ばなくちゃいけない。同時に、アメリカその他世界が行つた戦争、その中から教訓を学んで、世界が謀略によつて、虚偽宣伝によつて戦争に引き込まれるようなことはないようにしなければならぬと私は思ひます。そ

ういう教訓を学ぶ姿勢が全く感じ取れないということをおし上げておかなければなりません。僕は、外務大臣にもこの「アメリカの国家犯罪全書」という本を是非読んでもらいたいと思います。

いずれにしても、時間が迫ってきたので、私は結論に進まなくちゃなりません。

私は、二十二日の委員会、三月十九日付けの東京新聞で、アメリカのイラクへの最後通告を歴史的大敗北の瞬間であったと書いた記事の意味の重さを感じ取りました。しかし、それは三月十九日、今、数か月たちました。今、数か月たった時点で、我々はイラクの事態を見詰めることができるわけです。

四か月たった時点ではいろいろな本も出、例えば私は、寺島実郎さんらの「イラク戦争」という、これもつい最近出たばかりの本も読んでみました。そして、そういう中で、大義のないアメリカの戦争が成功することがないという見通しをはっきり述べられている。この本で寺島さんは、アメリカの戦争の大義は崩壊し、アメリカニズムの終えんということさえ見通せるということを書いていています。

私も、そういう時期に自衛隊を海外に派遣しようとする、私は、日本の政府にも、また与党にも、日本の国民の、我々のすべてが過去の戦争からの教訓も学びながらこの歴史的な大転機に正確な対応をしなければならぬと思います。

昨日の本会議で吉川議員がたしか触れたと思いますけれども、一九三一年九月十八日、満州事変の始まりです。これは、関東軍の謀略によって始まったことは、これはもう公表されている外務省の文書でも明らかです。

この関東軍の謀略だという現地の領事館から外務省へ送られてきた文書は、三月十九日の閣議で幣原外務大臣が読み上げて全閣僚が知るところとなり、そして満州事変の不拡大という方針が決まりました。ところが、軍は従わなかった。そして、三月二十二日の閣議では不拡大という方針を

政府も変えました。その変えるときの変え方、これは私は中谷防衛庁長官にこの委員会でも確認を取りました。防衛研究所にある資料によって明らかになることは、これに賛成する者一人もなしと、しかし反対する者も一人もなかったと、だから反対はなかったということだ。閣議は満州事変へ突き進む決定を行った。沈黙の共犯ということが戦後言われております。

私は、新聞によると、政府内部でも、また外務省でも防衛庁でもこの問題にそろって積極的なこの法案で行こうということではなかったということが書かれているのを読んでいます。私は、沈黙の協力というところを行わない、かつての教訓を生かした判断を今、日本は、政府も与党も議会も野党もすべてが行わなければならない重大な時期だと思っています。私は、この謀略的なやり方で行った戦争、そして今、泥沼化しつつある、総理大臣自身が安全なところがあるということを言えない、こういうところへ自衛隊を送つてはならないと思います。

それで、私、この前も一言触れました。多数決で決めなきゃならないこともあるんです。しかし、こういう自衛隊を危険なところへ送る問題、こういうことは多数決で決めていい問題ではないんです。

私はそのことを申し上げまして、官房長官の御意見をお伺いし、時間があつたら三人に一言ずつで結構ですから答弁求めたいと思います。

○国務大臣(福田康夫) 確かに、委員のおっしゃいますように、米軍による武力行使が三月二十日に決定されたわけでございます。実行されたわけでございますけれども、それまでに至る過程において、どういふようにイラクに對峙していくかということについての国際社会の一致した意見というものはできなかったんですね。その対立の中からそういう判断が生まれたということでございます。そういう対立はございましたけれども、国連決議の一四八三によりまして、これはもう国連が関与してやる、この復興について国連が関与

してやるんだということで国際社会は一致を見たわけでございます。

我々がなすべきことは、イラクが、これが立派な独立国家として今後中東地域の安定勢力になるように、そのために復興に對して支援をするということが大事なんだろうというふうに思っております。今回の法案を出したということを御理解いただきたいというふうに思っております。

○吉岡吉典君 私は今申し上げたことを結論的に繰り返すと同時に、だからこの法案は廃案にしないで、多人数決で決めるなどということをやつてはならない法案だということを再度強調して、質問を終わります。

○広野ただし君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の広野ただしです。

今、同僚吉岡議員から、非常に歴史に学ぶ大事なことを言われたと思います。自由党と共産党さんは原理原則も違うんですが、右回りしてきますと、あるいは左回りしてまいりますと、たまたま結論が一緒になるということが往々にあります。そういう意味で、でも歴史に学ぶということは誠に大切なことだ、こう私は考えております。

ところで、総理も官房長官も、海外に日本の自衛隊を、言わば実力行使部隊を派遣することの、このことについて、今まで積み上げ方式で来ているが、そろそろ基本法がと、こういうことをおっしゃっております。私も、元々、安全保障基本法というのをもう国会に提出をいたしております。

そして、積み上げ方式ではやはりかえって間違いを犯すおそれがある、きっちりとした原理原則、そういうものを定めて、そして個別法が必要であれば個別法、こういうことだと思ふんですね。特に、特別措置法というこれはもう正に暫定的なことをやつていくわけですから、これは本間に間違いを犯すおそれがあると思っております。

ところで、基本法の問題なんです、そこで官房長官に伺います。

そういう基本法の中で国連、やはり国際協調主

義というのは日本の大事な考え方、これは国連憲章も正にそういうことだと思ふんですね。国連の位置付けあるいは国際協調主義ということから、私は、やはり海外に自衛隊を派遣する、このときは国連の旗の下に、国連の要請に基づいて、ですから私たちは、国連平和協力隊というものを別途作って、それで国連に出す、こういう考え方を持っております。これが正に国連中心主義ということで、国連がやはり警察力を持つ、あるいは治安維持能力を持つ、場合によっては軍事力行使する。

世界連邦というのはまだないわけですが、何らかのいふ紛争なりそういうものが残念ながら起こるわけで、そういうときにどうやって平和を維持していくのかということについて、日本は無関心でおられるわけではないんですね。やはり平和を作ることにきちつとした貢献をなさなければならぬ、こう思うわけでありまして、この点の基本はどういうふうにお考えでしょうか。いや、官房長官です。官房長官、政治家としてお考えを賜りたいと思います。

○国務大臣(福田康夫) 国連中心主義というのは、これは我が国も一つの標榜すべきテーマだといふふうに思っております。

国連がすべての国際的な問題を、また利害関係を調整できる場面だということであるならば、それは国連中心主義ですべて国連の判断に従うと、こういうふうな考え方もできるんだろと思ふますけれども、残念ながら今現在、今回のことでも分かるように、その利害関係の調整ができなかったということもございまして、過去においてはソ連がございまして、拒否権を発動するという時代がありました。

〔委員長退席、理事阿部正俊君着席〕
この十年、そういう意味においては、国連の安保理というものがかなりの調整を果たしてきたというところはございましたけれども、必ずしもすべてが調整し切れるものでない。そういうところには、ではどういふようにするのかということ

今一番の悩みでもあるんだろうというように思います。

ですから、我が国としては、やはり国連の体制をしっかりとさせるということは大事だろう。そのために、我が国としても、国連安保理に参加するとかいったような、安保理の常任メンバーになるとか、そういうことも大事だろうし、また国連の改組、合理化、そういったようなことにも口を挟んでいかなければいけない、そういう立場だろうというふうに思います。国連分担金も我が国は第二位だということ、そういうことも考えてしっかりと対応すべきであるということで、政府としても国連に対するそういう注文は今までとさんざんしてまいりました。今後も、より強力にその方向を進めていきたいというように考えております。

○広野ただし君 正に大事なことをおっしゃっております。現在の国連は本場にまだ欠陥が一杯あるんだと思うんです。しかし、それなりなことをやってきた経緯もあります。実績も積み上がってきている。ですから、国連を改組、またきちっとしたものにしていかないと、平和の維持はだれがやってくれるのか。結局アメリカに頼らざるを得ないと、アメリカ中心主義になつていくわけですね。ですから、やはりそこそこは、欠陥はあるけれどもきちっと直していく、あるいは積み上げてきちっと強いものにしていくということが正に大切だと思うんです。

○理事阿部正俊君退席、委員長着席
そのときに問題になりますのは、国連に平和協力隊なりいろんなものを、協力、それで出していくにしても、結局集団安全保障の問題が出てくるわけですね。この点について、憲法は、私たちはこれはできるんだと、こう思っておりますが、政府解釈は依然としてそれを変更しない、こうおっしゃるわけですね。このところはどうかされますか、官房長官、政治家としてお答えいただけますか、官房長官、政治家としてお答えいただけますか。

○国務大臣(福田康夫君) 政治家であるけれども官房長官でもございますので、官房長官の答弁を

いたしますけれども。

これは、もう委員のおっしゃるとおり、政府としては集団的自衛権というものが、これは行使しないということであるとして、この解釈は現行憲法の下で変更する、そういうつもりはございません。

○広野ただし君 しかし、政府は、自然権として集団安全保障あるいは集団自衛権があると、ただ行使しないんだと、こうおっしゃっているわけですね。

私たちは、前文から考えて、国際協調主義ですね、また積極的に平和を作るという考え方のときに、やはりきちっと集団安全保障、これは行使できると。この憲法九条においても、自国の主権発動と言いますが、そこところは禁止はされております。禁止してあることだとは思っております。禁止してあることだとは思っております。禁止してあることだとは思っております。禁止してあることだとは思っております。

○国務大臣(福田康夫君) これは、私がお答えするよりは、委員の両隣にお座りの委員にお聞きいただいた方がいいのかもしれないですけれども。国連軍というものに参加すればということである。国連軍というものに参加すればということである。国連軍というものに参加すればということである。国連軍というものに参加すればということである。

○国務大臣(福田康夫君) 我が国も、平和を維持し、そしてまた平和を作るということについてできるんですよ。それは、ただ、戦争はしない、戦争には参加しないということでありまして、その

前と後と、その段階においては今の法体系で十分できると、そういう意味において今回の法律もお願いをしているということでございますし、むしろ、日本としては、そういう分野で得意な能力を発揮するということも国際社会の中で求められているものだと考えております。

○広野ただし君 ですから、私たちは、安全保障基本法案にも言っておりますのは、やはり海外に実力行使部隊を出すんですから、このところは極めて抑制的にやると。何でもどんどん行くと、時々、小泉さんは、私たちの法案を曲解されました、どこでも行く、がんがん行くんですね、そういうのは国民世論から受けませんねと、こういうことをおっしゃいますが、何もそういうことを言っているんじゃないんですね。極めて抑制的に、こう考えているわけですから、平和を作るために積極的に私たちは貢献をしなきゃならないと、こういうことだと思っております。

いづれにしても、基本法案というものを、原則というものを作って、基本法案というものを作って、その中でやっていくということが私は非常に大切だと思うんです。

○国務大臣(川口順子君) 二つの問題があつて、一つは、核の開発、これは疑惑であつて、今、IAEAやほかの国が、国際社会が働きかけているということでありまして、
○広野ただし君 いや、究極ですよ。究極の段階に行つたときの選択をお聞きしているんです。

○国務大臣(川口順子君) それから、そのアサダガンは、委員がおっしゃられたように、今交渉中の話であります。民間企業が交渉している話であります。

究極の話というふうにおっしゃれますけれども、これはこれ、こちらはこちらという問題なんです。そして、それぞれが今動いている。ですから、アサダガンの油田の民間企業の交渉が終わつた、それを政府の判断でどうこうするという段階の話では今まだない。

で、そういう究極の場合を想定して言う、ここで私がそれこそ無責任に発言をするには、これはそれぞれが非常に日本にとって重大な問題である。我が国としては、それぞれをきちんと追及をし、あるいは働き掛けを行い、やるべき交渉は企業に交渉してもらおうという、そういう段階であります。

○広野ただし君 核兵器というのは、正に大量破壊兵器の究極のものであります。ですからこそ、アメリカはそれがあるからということ、ある疑惑があるからということ、戦争の大義にしたわけですね。

ところで、北朝鮮について伺います。北朝鮮には核開発、石破長官、ちよつとお聞きいただけませんか。核開発、八千本のウラン燃料を再処理をして、この間も同僚議員が言つてあつたと思ひますが、六個ぐらいの、あるいは再処理、第二の再処理施設ができていくかもしれないと、こういう情報があります。そういうときに、太陽政策、協力政策だけではやはり話が進まないんでしよう。ですから、対話と圧力という形でやるわけですね。これは、やはり大量破壊兵器を持つていくかもしれない、持つかもしれないという疑惑があるということのときは毅然とした態度でやるんでしよう。特に北朝鮮の場合は日本の正に近いところにあるわけですね。

ですから、大量破壊兵器の中で特に核の問題は、日本は物すごく、これ正に原爆を受けた、被害を受けた国でありますから、そこはきちんとし

た原理原則というのは持っているんだと思うんですね。その原則がない外交あるいは防衛というのは私はあり得ないと思うんですね。

ですから、その究極のところの話を、例えばイランの問題を言いますときには、これは核兵器が持っている疑惑が極めて濃厚となれば、これはやっぱり石油協力はやらないということだと思わなければならないと思いますよ。だけれども、大量破壊兵器を認めてまでやるのかと言われれば、それはやらないと。

ですから、インド、パキスタンの核開発の問題でも日本は極めて無原則なんです。あのときも結局、核開発をやると、これであれば経済協力をストップするというところでやるからおかしなことになるんですよ。で、結局、一回止めたけれども、また経済協力再開しているでしょう。

あるいは中国に対しての考え方もそうですよ。これは核開発を持ち、軍事を拡大しているでしょう。そういう国に対して、なぜ経済協力を拡大していくのか、経済協力を止めないのか、こういう問題だと思ふんですよ。原則がしっかりしていないんですよ。

ですから、外交の原則ですとか防衛の原則というものをきちっとしていただきたいということを申し述べて、終わらせていただきます。

○大田昌秀君 社民党・護憲連合の大田昌秀でございます。

まず最初に、官房長官にお伺いいたします。政府は、これまでの国会における質疑において、自衛隊を戦闘地域に派遣したり武力行使をさせるつもりはない、自衛隊を派遣するのはイラクの復興支援活動に当たらせるためだという趣旨のことを繰り返して述べられております。だとすれば、イラク特措法の内容を非軍事、文民部門の復興支援だけに限定すべきではないかと思ふます。

改めて申し上げるまでもなく、イラク特措法案は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確

保支援活動という二つの性格の異なる内容から成り立っています。すなわち、一番目の人道復興支援活動というのは、イラク国民への食糧、医療品、経済復興支援などでありまして、二番目の安全確保支援活動というのは、端的に申しますと、自衛隊が米英占領軍を支援することだと思ふます。つまり、後方支援とはいえず、武装した自衛隊による明らかに軍事的支援にほかなりません。

第一の人道的支援につきましては、既に我が国のNGOや民間人などが行ってきたように、日本の過去の長年にわたる経験と実績を生かして、可能な限り貢献すべきだと思ふます。

ところが、二番目の米英占領軍に対する軍事支援につきましては、少なからず疑問があります。イラク戦争を始めた米英占領軍を支援することが正当だというためには、まず米英軍の対イラク戦争それ自身が正当だという前提が必要になります。

しかるに、米英両国において、対イラク戦争そのものの正当性については、その根拠となった大量破壊兵器が今もって発見されていないこともあって、大義が疑問視されています。しかも、開戦に至る過程で政府による情報操作がなされたとして米英両国の国会で追及され、調査が進められています。その上、世界の国際法学者たちはほぼ一致して米英軍に対する対イラク先制攻撃は国際法や国連憲章に違反すると批判しています。

この法案が成立すれば、これまでも同僚議員から何度も指摘されてきたように、戦後初めて自衛隊に正当防衛の名において武力行使をさせ、自衛隊員が生命の危険にさらされるだけでなく、他国の人々を殺傷する結果にもなりかねません。そのことは交戦権を禁じている憲法にも明らかに違反すると思ふます。したがって、正当性を欠く米英占領軍を支援するため政府がなした崩壊的にかつてないほど大規模な自衛隊の海外派兵をなすことには国民の過半数が反対しています。

政府がイラクの復興支援のために自衛隊を派遣するとおっしゃるのであれば、すべからずイラク特措法案は人道支援だけに限定するか、さもなければ全面的に廃案にすべきだと思ふます。この点について、官房長官から御認識をお聞かせください。

○国務大臣(福田康夫君) 今回、この法律でもってイラクを支援しようというところについては、これは委員御指摘のとおり、人道復興支援とそれから安全確保支援活動、こういう二種類、御指摘になりました。そのとおりでございます。

これは、これはそもそも安保理決議一四八三、これはイラクの国民に対して医療その他人道上の支援やイラクの復興支援を行うということ、そしてまたもう一つ、イラクの国内における安全及び安定を回復させるために貢献をする、こういうことを国連が要請をしている、国連加盟国に要請をしている、こういうことによつて我が国は活動しよう、こういうことでございます。

人道復興支援、これは申し上げませんけれども、この安全確保支援活動、これについては、具体的内容、これは医療、輸送、保管、通信、建設、修理若しくは整備、補給又は消毒といったような業務、こういうものを想定をいたしております。

それで、米軍が行う掃討作戦を応援するんではないかと、こういうことをおっしゃいましたけれども、この米軍などが行う掃討作戦に対して我が国が支援することができるかどうか。このことにつきましては、この作戦に基づく個々の具体的活動がイラクの国内における安全及び安定を回復するその活動に該当するか否かということに掛かっているわけでございます。その内容、範囲、対象、目的などにつきましては、この当該活動を行います国から説明を受けた上で、我が国として主体的に判断し、そして関連安保理決議を踏まえてこのような活動を支援するための措置を行うことを決定していく、こういうことになっております。

委員の御懸念されることはこの法律どおり行えば問題は生じないと、このように考えております。

○大田昌秀君 今おっしゃった輸送の中に武器弾薬の輸送が入りますか。

○国務大臣(福田康夫君) 武器弾薬の輸送はこれは排除されております。ただ、その武器弾薬の輸送が、これが主たる目的になるということはあり得ないと思っております。

○大田昌秀君 次に、外務大臣にお伺いいたします。

前回の本委員会で事前協議制についてお伺いたしたわけですが、まだ納得できませんので、いまだ確認させていただきます。

事前協議制が設けられた背景について、外務省の海老原北米局長は、米軍に全く自由に施設・区域を使用させるということではなく、日本側も一定のコントロールを施すという考え方があったと説明されました。

この点と関連して、若干古い話になりますが、一九七二年当時の外務大臣の福田外務大臣は、安保条約の運用で我が国が逆に戦争に巻き込まれる、我が国の利益を害するということになつてはならないようにするための歯止めであるということをおっしゃっておられるわけですね。

川口外務大臣は、これまでの本委員会でも、事前協議制に基づく協議は一度もなされていないと答弁されておりますが、この福田大臣の、事前協議制は我が国が戦争に巻き込まれないための歯止めであるという、そういうお考えについてはどのように認識しておられますか。

○国務大臣(川口順子君) 事前協議制をめぐって、いろいろな歴史といえますが、いろいろな方の発言があったと思ふますけれども、事前協議が行われなかった、これは事実であるわけでございます。まして、事前協議が行われる場合というのが、これは六条の実施に関する交換公文できちんと決まっております。それは三つあって、配置における重要な変更、そして装備における重要な変更、それから日本国から行われる戦闘作戦行動と、三つ決まっております。

そして、こういうことに、今おっしゃっていらっしゃる場合は、日本国から行われる戦闘作戦

行動ということをおっしゃっていらつしやるのだらうと思いますが、いずれにしても、そういう場合にはこれは事前協議の対象になるわけでございます。そういう必要があれば、これは米軍が、米側から事前協議をしていくということだと私は理解をいたしております。

○大田昌秀君 この規定に事前協議が適用されない事例というのが示されていますか。

○国務大臣(川口順子君) どういう場合にされないかという書かれ方ではなくて、どういう場合に事前協議がなされるかということについて決まっている交換公文であります。

○大田昌秀君 いえ、事前協議制度が適用されなくてもいいというような例外規定みたいなのがございますか。

○国務大臣(川口順子君) ですから、申し上げましたように、そういうことではなくて、どういう場合に事前協議が行われるかということが書かれているということなんです。

○大田昌秀君 これはちょっと疑問がございますので、是非お調べいただきたいと思っております。たしか国連関連とか、そういうのは協議の対象にならないということが規定されていると思っております。

そこで、いま一度若干関連してお伺いします。さきの北米局長の答弁では、日本から行われる戦闘作戦行動とは、直接戦闘に従事することを目的とした軍事行動であって、直接戦闘に従事するということな形で飛び立っているということではなく、現地に移動した上で戦闘作戦行動に参加したと推察される、つまり部隊間の移動のようなケースは事前協議の対象とならないということをおっしゃっておられるわけです。

しかし、先ほども引用しました一九七二年当時の福田外務大臣は、日本からの戦闘作戦行動であるかどうかは、日本から出動するときに作戦行動命令を受けているかどうかであると答弁なさっています。さらに、作戦行動命令を受けていなくても、完全武装をして戦闘地域に向かった場合、つまり実態として戦闘の態勢を取って戦闘に参加す

るための出撃であれば事前協議の対象となるとおっしゃっています。

このような考え方は、現在変わってきたんですか。

○国務大臣(川口順子君) 先ほどおっしゃった昭和四十七年、七二年の戦闘作戦行動に関する政府統一の見解というのはございますが、それはおっしゃったような、まず、ことで、

「日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用」にいう「戦闘作戦行動」とは、直接戦闘に従事することを目的とした軍事行動を指すものであり、したがって、米軍がわが国の施設・区域から発進する際の任務・態様がかかる行動のための施設・区域の使用に該当する場合には、米軍はわが国と事前協議を行う義務を有する。

わが国の施設・区域を発進基地として使用するような戦闘作戦行動の典型的なものとして考えられるのは、航空部隊による爆撃、空挺部隊の戦場への降下、地上部隊の上陸作戦等であるが、このような典型的なもの以外の行動については、個々の行動の任務・態様の具体的内容を考慮して判断するよりほかはない。

ということを書かれていらっしゃるわけです。考え方については、その後、変更をしているというところはございません。

○大田昌秀君 前回の事前協議についての私の質問に対して、北米局長は、事前協議制は国際公約であって、義務違反を前提にこちらから米国に問い合わせをする考えはないというふうにおっしゃいました。

しかし、福田、一九七二年当時の福田外務大臣は、我が国が戦争に巻き込まれないため、念には念を入れ、事前協議制度の運用には注意していると述べておられます。

つまり、事前協議制が空洞化しないように努めなければならぬというわけでございますが、改めてそこでお伺いしたいのは、在沖米嘉手納基地報道部は、つい最近のことですが、同基地の第十

八航空団からF15戦闘部隊とともに最大八百人規模の兵員が中東地域に派遣されていることを明らかにしておりますが、地元の新報は、これによって嘉手納基地のF15戦闘部隊もイラク攻撃に参加する可能性が高まったということを報じていて、また実際に参加したパイロットが、自分たちはイラク戦争に参加したということを認めているわけですね。

それから、ワシントン・ポスト紙の報道によりますと、イラク戦争の直前に日本近海を遊覧していた、横須賀を母港としている空母キティホークと、搭載の第五空母航空団、陸軍第百一空挺隊に対し、ラムズフェルド国防長官が三月六日、湾岸地域への出動を命じたとき米軍当局者が語ったというふうに報じております。

このようなケースは日米安保条約第六条にかかわる事前協議制の対象になると思いますが、この点については事前協議の申入れがあつたんですか。それとも、我が方から主體的にこれは疑問があるということと協議を申し入れたことはございませんか。

○国務大臣(川口順子君) 事前協議はございませんでした。

それから、こちらから申し入れるという御質問ですけれども、これは、事前協議というのは、先ほど申し上げました日米安保条約第六条の実施に関する交換公文に基づいて米側から申入れをなさるべきものであるということでございます。我が国に対して事前協議の申入れがない以上、我が国の施設・区域からの戦闘作戦行動が行われたことはあり得ないというふうに考えております。

いずれにしても、「日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用」にいう、そこで言われている戦闘作戦行動というのは、直接戦闘に従事することを目的とした軍事行動を指すものであるということと、米軍の運用上の都合によって米軍の部隊等を我が国から他の地域に、都合で米軍の部隊などを我が国から他の地域に持つていくということは、

これは戦闘作戦行動には含まれていないということとあります。この解釈はずっと一致していると思えます。

○大田昌秀君 もう時間がないのでやめますけれども、最後に一言お願いしておきたいことは、どうも外務大臣のお話を聞いていますと、沖縄のようには基地を抱えていて、そこから実際に戦闘機がイラク戦争に参加するような問題について、他人事みたいになっておられるように思うんです。基地の中でどういう苦しい生活をしているかという人たちのことについて、もう少し人間的な配慮ができる、そして政府の責任としてきちっと考えていただくようお願いしたいと思います。

終わります。ありがとうございます。

正午休憩

○委員長(松村龍二君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後五時二十九分開会

○委員長(松村龍二君) ただいまから外交防衛委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、イラクにおける人道復興支援活動及び安全保障確保活動の実施に関する特別措置法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山本一太君 イラク支援新法は、衆議院、参議院両院におきましてかなり濃密な審議が行われてまいりました。例えば、派遣される、イラクに派遣される自衛隊員の武器使用基準の問題をどうしようかと、あるいは戦闘地域と非戦闘地域の線引きをどうするかとか、そうした細かい法律の様々なポイントについてはもう既に議論し尽くされたか、そういう感を持っておりますので、今日取りまとめの議論ということで、総理をお迎えしての、十五分しかありませんので細かいことはお聞きするつもりはございません。少し大きなアングルから、原点に返って二、三問、総理のお言葉をお聞きできればと思っております。

まず第一に、今回の小泉内閣の米英のイラク攻撃に対する支持、この決断を当然でなければ私には支持をしております。苦渋の決断ではありましたが、日本の国益を考えれば私は正しい選択だったというのを当然信じております。またさらに、イラクの復興について、日本が国際社会の責任ある一員として貢献をするその枠組みを作ると、今回の法律をこの国会に出されたことについても、これも日本の国益を考えたら適切な判断だったというふうに思います。総理は、この衆参両院で、イラクになぜ自衛隊を送るこの枠組みを作らなければいけないのかということについて、もう何回も御答弁をされているわけですが、総理の過去の御答弁をずっと昨日読ませていただきましたけれども、国益という言葉が随所に出てまいります。

何度と同じ質問で恐縮ですが、取りまとめというのですから、改めて総理にお聞きしたいと思います。

なぜ今、イラクに日本の自衛隊を送る、そのための枠組みを作るのが日本の国益なのか、そして、なぜ自衛隊でなければいけないのかということについて御質問をさせていただきたいと思っております。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) かねがね言っておりますが、日本の基本的な外交方針は、日米同盟を重視していくことと国際協調を重視していく、これを両立させることだと私は思っております。今回のイラク支援法案におきましても、これは私は両立していかなくはないという今までの方針を実施するための法案であると思っております。

戦後一貫してきたこの方針を、具体的な形で、それぞれの国際情勢の変化に合わせて、この方針を今までも日本は誠実に守ってきたと思います。これからのこの方針は、日本の平和と繁栄を築いていくべき重要な外交の基本方針だと思っております。そういう観点から、私は今回のイラク戦争に対する米英の方針を支持いたしました。

そして、確かに、安保理におきましてはイラクに対する対応が全会一致ではありませんでした。各国で意見の相違がございました。しかし、主要な戦況が終った段階におきましては、これは見事に国際協調体制が築かれております。かねがね、開戦前から、そして開戦後も、日本としては、アメリカに對しても、あるいは各国に對しても、イラクに對する対応はアメリカがイラク、フランスがイラクの問題じゃない、国際社会がどうやってイラクに立ち向かうかという問題だと。主要な戦況が終った段階で、心配されておりました国際社会の対立が解消され、全会一致でイラクの人道復興支援について安保理決議が採択されました。

こういう観点から、日本もイラクに對する戦争、これには参加しない、しかし、戦争が終われば、イラクの復興支援のために、国づくりのために、日本としては、日本の国力にふさわしい役割を果たさなければならぬと表明しておりましたし、今もその考えには変わりありません。

そういう観点から私は、今回、自衛隊が派遣される際には、これは非戦闘地域だ、戦闘行為には参加しない、イラク人のイラク人によるイラク人のための政府の早期立ち上げに今国際社会が努力しておりますし、日本としてもそれを支援し、そしてイラクの国づくり、日本としても、文民も、政府職員も、そして自衛隊も、できることがあれば大いにその役割を果たすべきだという観点から今回の法案を提出し、成立のために努力しているわけでありまして。

これから自衛隊でなくてもできる分野には日本国民も働いていただく、また自衛隊の方がより有効に活躍できる場があれば自衛隊の諸君にも行ってもらおう、こういう趣旨でありますので、この方針に沿って、この法案の趣旨に沿って、日本にふさわしいイラクの国づくりの支援は何かという観点から、自衛隊であれ、民間人であれ、政府職員であれ、いろいろな考えていかなければならないと思っております。

○山本一太君 大変分かりやすい御説明いただきまして、ありがとうございます。

今回のイラク支援新法の議論を通じて、日本の安全保障政策の抱える問題点とか、あるいは将来の課題というものが改めて浮き彫りになったのではないかと、そういうふう感じていたわけなんです。将来は日本のこうした国際貢献を担保するための恒久法を検討すべきではないかという点については官房長官などからもかなり前向きな御答弁があったような記憶がございますけれども、恒久法を議論するときに、このイラク支援新法でいろいろと浮き彫りになった問題点についても議論すべきだというのは、この参議院の外交防衛委員会でも何人かの同僚議員の方から指摘をされたことでございます。

総理にもう一点伺いたいことなんです。恒久法をこれから作っていくということになると幾つか課題が出てくるというふうに私は感じております。

一つは、恒久法を作ったときに、どういうきっかけで、どういう契機で、どういう状況判断で自衛隊を送るかということだと思います。英語で言うと、よくその安保理決議のときに出てきたトリガー、引き金ということになると思うんですけど、それは、例えば現行のPKO法でいけばPKOが立っていないところには派遣できないということになります。果たしてそういう狭い定義でいいのかという気もいたしますし、先ほど総理が、イラク攻撃の際には、攻撃の際には安保理決議全会一致というのはなかったというお話がありましたけれども、何でもかんでも国連信仰で、国連安保理決議があればいいのかと、こういうことも問題になってくるのではないかと気がしております。

この何がトリガーになるのかということに加え、もう一つ問題になることについて総理にお聞きしたいと思います。

二つ目の問題は、自衛隊をそれでは恒久法で外に派遣をした、そのときに自衛隊の活動と憲法と

の関係がどうなるかということだと思います。

集団的自衛権の問題、そして武力行使一体化論という、諸外国では一度も聞いたことのないようなこの不思議な理論がまた目の前にぶら下がってくることになると思うんですが、集団的自衛権の問題については総理も何度か御発言をされて、小泉内閣で解釈を変更するつもりはない、しかし将来に向けて議論するということはいいいことではないかというふうにおっしゃっていますが、その姿勢に今も変わりがいいかどうか、これについてはいかがでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) まず後の質問であります。集団的自衛権、私は集団的自衛権を認めるんだらば憲法は改正した方がいいと思っております。憲法を改正しないです集団自衛権、これまで積み重ねてきた政府解釈を要するということは小泉内閣ではするつもりありません、これがまず。

それと、恒久法の問題、いろんな議論が与党からも野党からも出ております。今後、十分時間を掛けて議論しなきゃならない問題だと思っております。これも国連決議があれば武力行使に参加してもいいじゃないかという議論もあります。私は、恒久法を考える場合、じっくり時間を掛けていろんな意見を聞きますが、恒久法の場合でも、国連の決議があっても、日本は武力行使に参加すべしという議論がありますが、そこまでは私は難しいのではないかと感じております。この段階です。

こうなりますと、当然憲法の改正議論に踏み込んできます。だから、これからの、今後の恒久法をめぐる議論の中で、じゃ、現行憲法のままで恒久法を制定するのか、いろいろ議論の末にやはり憲法を改正すべしという議論も出てくると思います。そういう状況をよく見極めて、恒久法を議論する場合、理念の問題、現行憲法の問題、それから国連決議の問題、集団的自衛権の問題、いろんな議論が出てきますから、そういう議論を積み重ねて判断すればいい問題ではないかと思いま

○山本一太君 今の総理の御答弁だと、そうすると、小泉総理としては集団的自衛権の解釈変更ということではなくて、この問題を根本的に解決するためにやはり憲法改正という王道から行くべきだと、こういうことでございますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いや、恒久法の問題は、現行憲法の中で議論していこうという問題だと思っています。その中の議論ではいろいろな憲法改正論議も出てくるということは否定しないということでもあります。集団的自衛権を、集団的自衛権の行使を認めろということだったならば、私は現行憲法を改正すべきだということを言っております。

○山本一太君 分かりました。
時間がなくなってきましたので、あと一問だけ
お聞きしたいと思います。

最近私は二つの、二冊の本を読みました。両方ともアメリカのいわゆるネオコンに関しての本なのですが、一つは、総理もお読みになったかもしれませんが、ロバート・ケーガンの「ネオコンの論理」という、このロバート・ケーガンというのはネオコンの旗手と呼ばれていまして、正にこのネオコンの理論の、何か体現しているような有識者なんですけれども。もう一つは、フォーリン・アフェアーズという世界的な外交政策の雑誌の、このフォーリン・アフェアーズ・ジャパンが出した「ネオコンとアメリカ帝国の幻想」という本なんです。

ケーガンの方は、これはもちろんネオコンの主張者みたいな人なんですけれども、アメリカとヨーロッパの關係について、アメリカは西部開拓時代でいうと保安官みたいなものだと、ヨーロッパは酒場の経営者だということで、ならず者がやつけるのは保安官で、ならず者がねらうのも保安官だと。ただし、酒場の経営者のヨーロッパからすると、余り保安官が厳しいと、かえって何もしないならならず者よりも警戒感を持たれる場合もあるなんて書いてあり

また、こちらの「ネオコンとアメリカ帝国の幻想」の中では、ある有識者が、やはりブッシュ政権の単独行動主義とかあるいは安保理崩壊の危機機について警鐘を鳴らしているわけなんです。が、総理がこれまでいろいろとイラクの問題等々について御判断されてきた中には、やはり日米同盟というものがあつたと思うんです。

これからの国際社会の大きな課題は、このガリバーといえますか、唯一の超大国として改めて出現したアメリカとどう付き合っていくかということだと思ふんですけれども、総理の目から見ると、アメリカはガリバーなのかシェリフなのか、それとも如意棒と筋斗雲、世界最大の軍事力と経済力を持った三蔵法師のいない世界の孫悟空なのか、日本はどういう距離感を持ってアメリカと付き合っていけばいいのか、そのことについて御答弁を伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今までアメリカ一國がこれほど政治的にも軍事的にも経済的にも強い國になったことはないと思います。正に世界最強の國家であります。そのアメリカとどう協調していくか、協力していくか、これは日本の國の平和と繁榮にとって最も重要な課題だと思っております。

私は世の中、反米論が横行しておりますが、反米主義者の中でもアメリカを国際社会から孤立させたいかと思つてゐる人はかなり多いと思つてゐます。いかにアメリカに世界の安全保障に関与してもらうか、そういう前提で、余りアメリカが強大になつてほしくないという考えを持つてゐる人はかなりゐると。

中東和平しかりであります。中東和平だつてアメリカの関与がなかしむればなかなか実現不可能だと思つております。今回のアフガンにしてもイラクにしても、じゃここでアメリカが手を引いたらどうなるのか。これはまた新たな混乱の種になり得るわけであります。

アメリカ好き嫌いを別にして、アメリカの協力

なしに世界のいろいろな課題というものはなかなか解決しにくい状況である。そういう観点から、私は、日米協力、日米同盟は大事であります、今後、世界の中の日米同盟という視点が非常に重要ではないかと。今の日本の行き方というのはアメリカに協力するとアメリカに追従するという批判が出ますが、そうじゃないと。アメリカと協力することは、今までも、過去も現在も将来も、日本の繁栄にとって非常に重要な課題であると。どう付き合っていくか。それはまずお互いの信頼感を醸成していくこと、信頼感を醸成して初めて対等の立場で率直な対話と協議ができる。そういうふう to 思いますので、そのとおり、私は日本の外交方針を実施していきたいと思います。

○山本一太君　ありがとうございました。

終わります。

○佐藤道夫君 私は、この人類の歴史に残るであろうようなイラク問題につきまして、こういう席で小泉総理の御意見を承ることができると、こんな感激の場面はないと、こういうふうに思っておりますので、どうかお心のこもった御答弁を賜らば、これまた感動感激に尽きるものはないと、こゝう思っております。本心からですよ。

まずもって、この戦争、目的は何だと。たつた一つ、イラクが保有していると言われていた、言われている大量破壊兵器を発見すること。これがイラクが持っていたのでは、人類の平和に大変危険である、こういう判断が働いて、アメリカ、イギリスがイラクに侵攻したと。その前には、国連調査団の退去を要求しまして、そしてアメリカ、イギリスが侵攻したと。これ、だれが考えましても、軍事力に訴えて、血が流れても仕方がない、それよりも大量破壊兵器の摘発が大切なんだと、こういう判断があつて侵攻したと、こう思うわけであります。

そして、軍隊を使うということになりますと、そんじょそこらの問題ではないわけで、大量破壊

兵器、どんな兵器が、どこに、どれぐらいの、どんな方法で隠匿してあるのかと、それぐらいの、大ざっぱではなくてかなり綿密な、我々の言葉で言うところの蓋然性の極めて高い判断があつて、そして侵攻をしたと、こう思うのは当然なことであります。あそこにあれとあれとがある、あそこにあれがある。まあ何となく行つてみればあるんじゃないか、見付かるんじゃないかと、そんないい加減な気持ちで侵攻したものでないことだけは私、絶対間違いないことだと、こういうふうに考えておつたのですが、戦争が始まつて終結をして今数か月間、全くそれが発見されていない。一体何、どうしたんだろうかと。

御承知のとおり、アメリカの情報機関というのは大変に能力が優れておる、かつ人数も多い。十二万人、情報局、CIA、FBIその他で十二万人もいると。それから金もふんだんにあると。そして、アメリカの情報機関の情報の集め方の第一は、金を使って相手の組織に潜り込んでスパイを養成してそこから情報を収集してくると、こういうことです。それから、日本の情報機関などとはもう全然質も違うわけです。その情報機関が本当に、何か書類を捏造したとかいろいろ言われておりますけれどもそういうことは別にして、真剣に調査をして、これだけのもの、証拠が集まったと。それによってアメリカ、イギリスが戦争を始めて、そして今まで数か月掛かって一体どうなったのかという、何もこれ発見されていない。一体どうしたことなんだろうかと。まあそのうち頑張れば何か見付かるんじゃないかと、そんないい加減な問題ではないと私は思っているわけです。

一体これは、アメリカのブッシュ大統領とも小泉総理は会見しております、戦争さなか、あるいは終わってからでもですね。その際に、日本国を代表するリーダーとして当然こういう疑問をおつけたと思います。これは反米だからとか親米だから、そんなことはないんであります、だれだって世界じゅうのみんなが疑問に思っていることですから、当然日本国のリーダーである小泉総理、

私だつて親米と言われれば親米なんですけれども、やっぱり疑問点はアメリカの友人たちについて、どう考えるんだと、こういうことを聞いただしてあります。そんなことはブッシュに聞いてくれと、彼らの返事なんですけれどもね。

いずれにいたしましても、小泉総理、当然のこととして、ブッシュ大統領にそういう疑問を投げ付けて、なぜ今まで発見されないんでしょうか、どんな問題があるんでしょうかと当然お尋ねしてゐると思います。それに対するブッシュ大統領の答えはどういうことでありましようか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) まず、大量破壊兵器があるかどうかという質問に対しては、ブッシュ大統領は自信を持って言えると、あると、いすれ見付かるという返事をしております。

そして、今最初の御質問はそうだったじゃないですか。ほかに……

○佐藤道夫君 あと、あれ、当然うなずいておられたんで聞いているんだと思つておりましたけれども、なぜ今まで発見されていないのか、どんな探索方法をやっているのか、要するに世間の人が聞くような質問を向こうの責任者につづけると。日本国のリーダーでありますから、我々の考えていることを代表して、一体どうなんでしょうかとお聞きになったでしょうと、その答えはどうでしたと、こういうことです。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今お答えしたとおり、ブッシュ大統領はいすれ見付かるだろうと、搜索をしているということでありますが、私もこのイラクのアメリカの対応を支持した根拠は国連安保理決議であります。

そして、かつてイラクは大量破壊兵器を保有し、クウェートを侵略し、そして自国民に対して化学兵器を使用した。度重なる査察団の搜索といひますか、調査に対して誠実に対応してこなかった。そしてなおかつ、最後の機会を与えるということに對してもはつきりとした対応を示さないうということから、イラクが大量破壊兵器を持っているという疑惑は国連安保理でも一致した見方

だったわけでありまして。

そういう中で対応が分かれたというのは、もう少し時間を与えるべきだという議論と、もう最後の機会、相変わらず不誠実な対応に付き合つていても、これは限度があるという意見の対立だったと思ひます。

私は、日本独自でどこに、イラクに大量破壊兵器があるかどうかという、そういう能力は日本にもありませんし、そういう点につきましては、私どもの判断というのは国連安保理の決議に沿つたものであると。

○佐藤道夫君 私は、アメリカとイギリスが軍隊を派遣するとイラク人民の何千人、何百人、何千人が死ぬかもしれない、自分の軍隊の中からも血を流して倒れる兵士も出るだろうと。それでも、これだけの確信があるから、世界平和実現のためにイラクに軍隊を進めて、それを、大量破壊兵器を摘発せねばならぬ、その自信は大いにある、何しろこれだけの証拠が揃つてゐるからと、そういうことで一國のリーダーというのはあつた軍隊を進めるわけで、何となく、ですから、あそこにあるだろう、行つてみれば分かるだろう、ないときは、ないときは後で考えようとか、そんないい加減なことは軍隊派遣の理由にも何にもならないわけ、それはまさしくもう戦争犯罪だと言われても仕方がないと思ひます。

そういう議論は当然日本国のリーダーである小泉首相とブッシュ大統領の間で闘わされたと思うんですよ。そういうふうな火を吐くような議論、これが親米だとか反米だとかそういうことじゃないんです。アメリカ人というのは案外そういう議論が好きなんです。あつ、なるほどと言つて、本當にむきになって議論の相手をしてくれる。その中からお互いに理解し、更に理解し合つていくと。何かちよつと聞いたら、うん、ちよつとやつたよという程度の話のようにしか聞こえないんですけども、そんな程度のことでは会話は終わつたんでしよつか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは省略して

私は言つたんであつて、事細かに内容まで話すというのには、相手があることでありますから省略したわけであつて、今結論を申し上げたわけでありまして。

そして同時に、このアメリカの対応につきましても、日本としては国際協調体制を築くべきだと。アメリカは当初一四四一も要らないという態度でした。しかし、一四四一決議、これはやっぱり国際協調体制築くべく大変努力されたと思ひます。そういう点は、日本は国際協調体制を築く重要性も指摘しましたし、日本の、アメリカの対応を支持したのは、根拠は、この累次にわたる国連の決議にあるわけでありまして。

○佐藤道夫君 アメリカの立場を支持したにはそれなりの根拠があると。アメリカは詳しい説明をしたんでありましようか。それをなぜ国民の前に、まあ場合によつちや秘密に該当するようなどころは伏せまして、そしてアメリカもこれだけ真剣に誠意を持つて事に当たつてゐると、日本の皆さんよといつて話をするのが私、この国のリーダーとしての責任だと思ひますけれども、何か相手があるから言えませんが、そんな程度で終わるんでしよつか、これは。大変問題だなど、こういう感じがしております。

それから、もうイラクに侵攻して何か月もたつて、何の成果も取めていない。侵攻した理由はもう消えているんじゃないでしよつか。ここまで来たら、私、もう撤退すべきだと思ひます。こういう目的でこつと入つてきたけれども、本當に申し訳ないけれども、何も発見されていないと、我々のやり方が間違つたのかどうなのか知らぬけれども、もうここにとどまつてゐる理由はないと言つて撤退すべきだと思ひます。その後はどうなる。それは国連にまた任せて、イラクの復興とかそういうことをやるべきなんではしよつか。

先日の党首討論で、民主党の菅代表との間で、新渡戸稲造の問題の、名前を出しておられたと思ひますけれどもね、新渡戸稲造。彼はアメリカ

に留学している明治の初年に「武士道」といふ、そういう指導者の責任、日本人、日本の武士といふものがどんなに責任を重んじて行動しているかといふことも書いて、それがアメリカの指導者に変な感銘を与えた。武士といふのは、本當に目的を達することができないときは腹をかつぽじて罪を認めて、そして謝罪をした。それぐらゐの問題であつてもいいと思ひます。もちろん職を辞するの当然ですけれどもね。

これだけ世間を、世界を騒がして、まあしよつか、見付からなかつた。ただ、イラクの連中が困つてゐるみたいだから我々面倒見でやつてゐるんだと、こんな感じにしか受け取れないわけなんです。それについて自衛隊を派遣して手伝わせと。新渡戸稲造の精神が一体どんなふうになつていこうとするか。日本にもはやく士といふのはいまありません、まあ仕方がないといふは仕方がない。しかし、いずれにしろもつと責任のある行動をアメリカの指導者も取るべきであつて、それに対してまたきつとした申入れをする、それが本當の意味での親米だと思ひます。すよ、言うべきことを言つてやると。向こうも分かりましたと、私、責任を感じて辞職しましよつか、そういうことになることもあるんでしよつか。

いずれにしろ、最終的には、もう一度伺ひますけれども、あと何か月ぐらゐ待てば、これ、大量破壊兵器が発見されるんでしよつかと。それぐらゐのことは当然お聞きになつてゐるでしよつか。それに対して、まあ五年ぐらゐ、いやいや十年ぐらゐ待つてくれやと、そういう返事だつたんでしよつか。それとも、まああと近々ですと、二、三か月もあれば大量破壊兵器が発見されますからお待ちくださいと、こういうことだつたのか。どうなんではしよつか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、今、アメリカは手を引けといふことには賛成できません。今、イラク人の、イラク人のための政府づくりを米英始め当局が努力されている。フセインが打倒

されて歓迎している国民もたくさんいると。報道等では反米感情強く出されておりますが、実際におきましては、フセイン政権が打倒されて歓迎されているイラク国民もたくさんいるわけでありまして。そして、自分たちの、イラク人のための政府を早くつくろうと努力している。暫定行政機構もそうでありまして。そして、イラクに自由な民主主義政府を構築しようという、そこで米英等が今各国協力しながら努力している。ここで、まだわずか数か月しかたっていないのに、こういう混乱が起こっているから引き揚げると、私はこれは無責任だと思ひます。

そういう意味において、私は、こういう厳しい状況にもかかわらずイラクでイラク人のための政府づくりに励んでいる諸君、そしてイラクの復興支援に尽くそうとしている人々に対しては敬意を表しております。

日本としても、今、いつになったら大量破壊兵器が発見されるか、これは私は分かりません。しかし、いずれ発見されるだろうと私は思っております。このイラク人のためのイラクの復興支援、イラクに民主主義体制をつくらうという努力に対して日本としてもそれなりの貢献をしていきたいと思っております。

○佐藤道夫君 もう回答は結構ですけれども、一言だけ言わせてください。

冒頭に申し上げましたけれども、こういう質問に対して、本当に心のこもった、役人答弁でないような政治家の本当の答弁を私期待していたんですけれども、残念としか言いようがありません。またの機会に譲りたいと思ひます。

○齋藤勤君 先ほど衆議院で小泉内閣不信任案の提案を我が党の菅直人代表が述べておりました。全文を改めて申し上げるつもりはありませんが、先ほど、山本一太議員の日米関係ということがいろいろ取り上げられていたが、たしか私の記憶では、和して同せずという表現を使つたなど、御記憶であるかどうか、いや、もう忘れたと、そんなに記憶がないことなのか、もし記憶にあ

ればどういふふうな受け止められたのか、一言伺いたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 和して同せず、論語。私もよく使う言葉です。よく聞いております。よ。和して同せず、いい言葉だと思ひます。

○齋藤勤君 その議論するつもりじゃありませんので、どう総理が、日米関係ということになりましたので、そういう、私自身も時間があればそれなりにやり取りをしたいと思ひますが、所感を伺ひたいしました。

端的に幾つか伺ひたいします。

イラクへの米英軍の武力行使、今、占領軍ということですが、この武力行使への支持、小泉内閣総理大臣として支持をしました。今なおその判断というのは間違っていないというふうに思ひますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 正しかったと思っております。

○齋藤勤君 我が国のいわゆる国是、考え方として、憲法のすべての、前文の、条文を私は披瀝するつもりはございませんが、武力をもって戦争の解決手段としないうえ、武力をもって紛争の解決手段としない我が国の態度として、そういうのは私たち自身が世界観として持つてきているし、これからは持ち続けなきゃならないというふうに思われるんですけれども、こういった立場でも誤っていないというふうに思われますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 憲法九条、確かに国際紛争を解決する手段として武力による威嚇、武力の行使は放棄するとしておりますが、これは日本国の憲法でありますし、日本は武力の行使はいたしません。と同時に、国際社会の中で名誉ある地位を占めたいと思う、国連の中で日本としてどのような役割を果たすべきかと、いわゆる国際協調体制。そういう中で、今回のイラクの対応につきまして、私は、数々の国連の中における議論、決議等を踏まえて米英の対応を支持したわけであつて、憲法に抵触するものとは思っており

ません。

○齋藤勤君 私は、戦後様々な我が国の歩みがあったと思ひますが、そういった小泉総理の、一方で言葉として世界観は認めつつも、一方、現実にあるこの武力行使に至るその要因、原因、理由、いろいろ、今、大量破壊兵器の点についても佐藤道夫議員は一貫してそのことを追及をしておりますが、我が国の国是として、我が国は世界に對するスタンスとして、武力を紛争の解決の手段としない国としてのメッセージはずっと一貫してあるべきだと思ひますね、他国がどうあろうが、それが日本の総理大臣のメッセージじゃないんですか。いかがですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) だからこそ私は、戦間行為には参加しない、日本としては。日本憲法をわきまえて、日本ができること、できないこと、これについてはよく憲法に合致するということを今までも判断してきたと思ひます。それはPKO活動についても、自衛隊に海外派遣するということ自体、これは憲法に抵触するという議論もあつたけれども、だんだんそういう議論も私は薄れてきたと思ひます。

憲法の条文に照らして、国際紛争を解決する手段として武力の行使は認めない、武力行使を放棄すると、日本としてはそうであります。外国もそれぞれの国の事情があると思ひます。そういう中で、日本はその時々々の国際情勢によつて、日本としてどういう態度を表明していくかと。ある場合によつては、外国の立場も、国際紛争を解決する手段としてやむを得ず武力を行使するという場合に、支持しても私は憲法違反にはならないと思ひます。

○齋藤勤君 重大な今回の法案の、私は小泉総理の今の答弁というのは、提案自体もそうなっているんですけれども、我が国が歩んできた道と大きく逸脱をする私は今回のメッセージであり態度だと思ひますね。

た、インド政府の対応について。私は、インド政府というのは私は学ばべきだろうと、今回の、というふうな思ひますから、あえて指摘をさせていただきます。

大量破壊兵器の緊急の話がありました。それでは、ブッシュ大統領の言葉をずっと信じているんでしようけれども、この前、ブレア首相ともそういう話をしたのかも分かりませんが、仮に大量破壊兵器が幾ら幾ら搜索しても出てこなかった、ああ、出てこなかった、その時点に至つて、小泉総理としては、ああ、やっぱり支持、考えの後悔をするのか。後悔をするのか、後悔をしないのか、どういふふうな今思ひますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、いざれ見付かと思ひますから、見付かと思ひます。私から、今、ないと断定できないと思ひますね。私、日本政府の判断は正しかったと思ひます。

○齋藤勤君 武力を紛争の解決の手段としないというのを私は、ちょうど私が生まれた年です。すから、一九四五年、昭和二十年です。すから、ちょうど五十八年たちますけれども、いわゆる第二次世界大戦に終止符を打たれた年ですけれども、我が国も、広島、長崎の二つの原子爆弾だけでなく、全国、地方都市や大都市に様々な空襲を受けたり爆弾を投下されまして、尊い人命を失いました。

私は、今度の大量破壊兵器とかフセイン政権打倒、いろいろ、国連の機能は失つたんだというブッシュさんの演説というのは随分乱暴だと思ひましたけれども、こういつた国際紛争を私どもは我が国の体験の中で、今、今日歩みとしてきた中での先ほどの国是というならば、いや、ブッシュ大統領、それはそうじゃないではないだろうか、もつともつと査察を継続しようというふうには私はもつと最後まで主張するのが我が国のスタンスじゃないんですか、我が国の貴重な体験からしまして、それが先ほど言つた武力を紛争の解決としないという国のメッセージじゃないんです

か。他国は他国なんだと。

イラクの国民、確かにフセイン政権は大変問題だと思えます。大量破壊兵器を持っていたと思えます。査察を大変拒んでいることも事実だと思えます。しかし、グレーゾーンであつたんです。グレーゾーンであつたのを武力行使をすることに、やはりそれは引き続き査察をしようというのが我が国のメッセージだったんではないでしょうかということをお願いしたい。

合わないです、この点については。ずっとやっていきますけれども。

さて、自衛隊の派遣、衆議院や参議院のずっと議論を聞いていまして、自衛隊の派遣の是非というのは、総理はこの国会の中で質疑をするからそれで自衛隊の派遣の是非はいんだと、こういうことだったんですけれども、衆参でずっと議論をしてきたけれども、そういうふうには、この法案がすべて決着を付けば自衛隊の派遣の是非というのはそれでいいんだというふうにお認めですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは、自衛隊を派遣することができるといふ法案ですから、しかし実際に派遣する場合には非戦闘地域と、戦闘行為に参加しない、そういうきつちりとした枠はまっております。

この法案が成立後、よく現地の状況を見極めて、この法案の趣旨に沿った形で派遣されなければ、派遣する場合は派遣されなければならないと考えます。

○齋藤勲君 今の佐藤議員が過日のクエスチョンタイムの代表としての総理とのやり取りの中で、非戦闘地域はどこにあるんですかと、言ってみてくださいいよと言ったら、いや、そんな私が知るわけないでしよう、あるなら言ってくださいいよというふうに言っていました。ある意味じゃ素直です、今イラクへ行っているわけじゃないんですから、ある意味ではある意味では素直であつても、そういう言葉で全部済むんだらうかと、一国のリーダーとして。

この法案、私はいつも質問するときにこれをずっと見ていますよ、資料、法案と提案説明。対応措置は戦闘行為が行われることのない地域等で行うことなどを定めておきますと。あとは、第二、第三、第四、第五に基本計画。基本計画は事後承認、事前承認じゃないんです。

総理が行ったことがないからという素直な気持ちと、今現地は占領状態、戦闘状況にアメリカの司令官が、ゲリラ戦で戦闘状況にあるということをおなた自身も知っているから、いや、これはうかつなことを言えないなど。両面からなんだろう、いかがなんでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いや、私、率直に言ったんですよ。私に聞かれたって分かるわけじゃないじゃないかと。これ、当然でしょう、今の状況で。それは調査しないと分からないんですよ。この発言が私おかしと思う方がおかしいと思うんですよ。極めて正直に、率直に話しているんですよ。それは専門家が行ったってすぐ分かるものじゃありません、今行ったって。現に、今でも民間人が安全な分野で活躍しているところもある。各国の軍隊がちゃんとイラク民と友好関係を保ちながら活躍している場もある、現在。それは私が行ったって分かるものじゃない、専門家が分かるべきや分かります。

だから、極めて私は率直に当然のことを言ったんですよ、正直に、誠実に。

○齋藤勲君 いや、クエスチョンタイムで何もふざけて総理が言っているなんて、私思っていますよ。だから、私もさつき、ある意味では行ったことがないわけだし、これから調査するという、防衛庁長官もおっしゃっていますよ、そういうことなんだらうなど。ただ、この法案はそういう法案で、今こうやって議論しているんですよ。

我々は毎日毎日新聞見るの嫌ですよ、尊い人命が失われていくのは。湾岸戦争を上回る死者数を出している。アメリカの軍人が厭戦気分だと言っている。上官に、上官にもう嫌だと言おうようなことを許す、こんな軍隊なんかないですよ。

我が国の自衛隊の状況はどうですか、自衛隊の状況、士気。一国のリーダーが今法案を審議している最中にそういうことを言っていると、家族はどういう気持ちになりますか。

それじゃ、総理、今の状況がずっと続く限り、今の状況が続く限り、この法案通っても自衛隊を派遣しませんが、そういう状況ですか、今のイラクの状況は。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ですから、この法案は自衛隊をイラクに派遣することができるといふ法案ですから、しなければならぬという法案じゃないんですよ。それは、現地の状況をよく見極めて、戦闘地域じゃない、戦闘行為には参加しない、そういう枠組みの中で自衛隊を派遣する場合は派遣するんですから、当然その前には、この法案が成立後、十分な調査が必要だと思えます。そして、この法案の趣旨のつとめた活動を自衛隊にはしていただく、当然それは非戦闘地域であり戦闘行為ではないと。

○齋藤勲君 現地へ行っていないくても様々な情報を入手していると思います。だからこそ、こういうやり取りになると思うんです、だからこそ、とつとも占領状態が、占領状態が継続するとしても、尊い人命が失われていない状況があればまた違った議論になっていると思うんです。

今の総理の発言は、しなければならぬと、自衛隊を派遣してはならないということではなくて、ということをお前は先ほど質問の前に、質問の言葉の中に、今の状況、今のイラクの状況、一日、今日はどうだったのか何かというの、新聞見たりニュース見たりするの嫌ですよ、そんなの。だれもみんな喜ばないと思いますよ、何人であらうとも。また国連の関係者も、ということになつて今とどんどんいっているわけですけども。

今の状態が続く限り、これは現地に行くか行かない、総理自身が行くか行かないかは別にしても、今見る限り、これがならない、派遣するような状況じゃ、ならないというふうにお認めになりますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これはよく調査しなきゃいけないと思います、じつくりと。今の段階でどうだこうだというよりも、派遣する場合には法律の趣旨のつとめて派遣するわけですから、十分な調査が必要だと思えます。

○齋藤勲君 総理ね、それだったら、第二、第三、第四とずっと基本計画ありますけれども、この法案は法案ですけれども、立法府として、私は何回も言っていますよ。政府は国会に基本計画を提示すべきですよ、基本計画を、事前に。事後です、事後なんですよ、今これは、事後報告なんだ。今の状況を我々は本当に危惧していますよ、国民も。だから、こういうことをずっと一貫して主張しているわけですから。今ここで小泉総理しかいないんですよ、総理以上の人は、今、日本のリーダーの中で。

提案されている内容ですけれども、今日の状況を見るから、今、私は総理はそういう発言をされていると思う、答弁をされていると思うんですけども、調査をする。調査をして、そしてそれは国会へ説明して提案して、そして議論をして、その判断を十分加味して政府としては最終決定をしていくと、こういう立場に立ちませんか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 現地の状況を見極めて国会に報告するわけです。それについては政府は責任を負うんです。十分な調査が必要だと思っております。

○齋藤勲君 この国会で、自衛隊員の方が万一のときにはということ、今の規定の中で賞じゅつ金とかいろんな議論をされているんですよ。大変な配慮だと思わうですね。そんなこと起きちゃいけないんですよ。起きちゃいけないことを仮定して、しかし起きたらということの多分議論だと思わうんですが、今までなかったんですよ。海外、PKOとかそういうことに限っては、そこまでの議論というのは、深刻な議論というのは。これもクエスチョンタイムで取り上げました。私は、もうここで防衛庁長官にお尋ねいたしましたが、私が最初にこの防衛庁の教育訓練局長の新

湯原加茂市長の小池さんの要請書を取り上げさせていただきました。大変な私は気持ちを込めてイラク特措法案の廃案にすることを求める要望書、出されていると思いますよ。今の答弁は、私は、国民の気持ちとか、立法院が、国民の気持ちを代弁するこの立法院としての在り方にこたえている私は答弁ではないというふうに残念ながら思います。

大要、あともう一つ、私は気になる点がありまして、危険だ危険だということになると今の武器携行、武器の携帯、従来どおりです。しかし、これは現地で部隊のルールという、いろいろあつて、そこでまた判断をして決めようということと、これも防衛庁長官のこの点についてやり取りがありますが、一方で、危険だ危険だということ、無反動砲とか、これは抑止だとか非常に重火器だとか、いろいろ今度どんどんどんどんエスカレートしていくんですね。これそのものがもう、議論そのものが、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつて、全くこの議論なんというのは、私は、そこで議論すること自体がまたこの法案から逸脱するじゃないですか。それは、そんな議論はあり得ないと明言していただだけませんか。

○国務大臣(石破茂君) このお話は随分と委員とも議論させていただきました。

これは、何を持っていくてもいいということをして申し上げるわけではございません。自分の身を守るために必要なものは何なのか、現地の情勢を見まして、実際にそれに身をゆだねる自衛官の意見というものを尊重して、政治が決定をするということに相なります。

今、無反動砲というお話がありました。無反動砲というのはピンポイントでやるものでございまして、迫撃砲とは違います。何を持っていけば自分の身を守るために十分なもののなか、それが戦車とか戦闘機になりますと、もうそれは、そういうものが飛び交つておたり走つておる地域というものは、それは戦闘が行われていない地域とはも

はや言わないのではないかとということでございまして。

いずれにいたしましても、自衛官がこの法によつて自分の身を守るために必要な武器、これは、こうなんだというふうな意見を申し述べまして、それを政治の判断において決定をする、そしてまた実施の可否について国会の御承認をいただくということになると私は考えております。

○齋藤勤君 もう時間ですので終わりますが、済みません、恐縮です。国際協調、国連重視、そしてこの間の、私は、日本の外交、そして自衛隊の海外派遣を含めまして、今回の法案というのは極めてもう欠陥商品です、欠陥法案ですよ。憲法にも私は重大な疑義どころか違反していると思います。

幾ら憲法の枠内だとか何言つたつて、もう明確に私は逸脱しているというふうに思いますし、国民の気持ちを代弁する立法院を、私は、幾ら言つたつてそれにこたえようとしな小泉総理大臣のこれまでの答弁に対して本当に不満に思いますし、甚だ残念です。

このことを申し上げさせていただきます、私の質問時間が来ましたので、終わりたいと思います。

○山本保君 公明党の山本保です。

今日は、総理と二度目のこの問題についての議論になりますので、先回のまとめ的なことで、また、他の閣僚にもちよつとお聞きしようと思つております。

最初に、私は外交防衛委員会というのは初めて所属しまして、イラクにも突然でしたけれども行かせていただいて、大変いい経験をしました。

今の議論を聞いていまして、私など違う分野でやっていたもので、ふつと簡単に、何というんですか、整理してみますと、憲法の中で九条というもののだけ取り上げて日本の国が平和であればいいという考え方、正にこれが今までの日本の考え方だったかなと思ふんですけれども、今回こういうことがありましてよく読み直してみたら、前

文はどうも違うんじゃないかと思ふんですね。

もうよく皆さん御存じのように、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたい」とし、最後には、「国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」と、こういう形で、正に世界の平和、安定ということと日本の国益なり、また日本の繁栄というものがパラレルであるというのが日本国憲法の考え方である。

正に、今までその考え、憲法はもう以前からあるわけですから、今まで一度もそのことは日本の国力や、また社会、世界状況からいってそういうものが問題にはならなかった。今とどう違うのかを我々としてはしっかりと国の目的として位置付けるときが来たのかなという気がしております。今回の法律はその第一歩であるという気がします。これはもつとも、是非こういう観点から議論を深めたいなと思つております。

最初に、総理に、これはもう何度も言つておられますが、総理にもお聞きしました。自衛隊が行つて何かをするというのも含みますけれども、今回のこの法律の意図するところはイラク全体の国づくりの支援である、こういうことをこの前も答弁いただきましたので、最初にもう一度そのことを確認させていただきたいと思ひます。総理、お願いします。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) この今、山本議員が言われました憲法の前文、前文と憲法九条の関係、日本がまだ経済的に今のような状況にないときだったら、日本の役割というのはそんなに世界各国から期待されなかったと思います。しかし、今やGDPにおきましてもアメリカに次いで第二位、日本の経済力に見合った役割を果たすべきだという声は国際会議等出れば必ず出てくる議論であります。

そういう中であつて、日本としてもこの憲法の前文と九条、どうやって調整していくか、整合性を保つていくかというのが、今後国際社会の中

で日本の役割を果たすと、責任ある一員としての役割を果たすという点で大変重要なことだと思つております。

今回、国連決議によつて、国連加盟国はイラクの人道復興支援にそれぞれの力を見合う協力をするべしという決議に沿つて日本は考えるわけでありまして、イラクの国づくりのために、イラク人が自らの手でイラクの国の復興に立ち上がるようにどういった支援が可能かという観点に日本は立つてできることをやろうと。その中で、自衛隊にもそういう役割があれば自衛隊に行つてもらおうと、もちろん民間人にも行つてもらおうと、政府の職員にも行つてもらおうとということになります。どうか、自衛隊が行くから戦争行為なんだということでは全くないと。自衛隊も日本国民としてイラクの復興支援のために支援活動をしようにということであることはやっぱり多くの国民に理解していただかなきゃならないと思つております。

○山本保君 それでは、もう少し細かいことについてお聞きします。

最初に、総理に、最近よくこの法律は枠組み法ですとよくよく防衛庁長官、よくお話しする。まあ役所によると枠組みは大体分かるんですが、一般の方は余り、何のことかな。例えば、この法律が成立しまして、慎重に調査をするわけですが、もし仮に内戦状態になったとか、又はもう一度米英と戦闘が再開されたとか、こういうような状況になったときには、自衛隊を派遣するかどうかというこの自衛隊派遣の有無も含めて検討をすべきだということに私は思つております。この辺が、どうも枠組み法という意味が自動的に行くのではないかとというようなお話があるのかという気もするものですが、この辺について少し確認したいんですが、いかがでしょうか。じゃ、防衛庁長官、はい。

○国務大臣(石破茂君) 委員の御指摘のとおりだと思います。総理がお答えになられま

したように、自衛隊を出すことができるという法律であつて、自衛隊を出さなければいけないというものではないといふ。そして、いろいろなことといふことができるように書いてございますが、それは、現地に於てそのメニューの中から何を選ぶのかといふのはこれからの作業でございます。そういう意味で枠組み法でありますし、委員御指摘のように、例えば自衛隊は、当然憲法の要請によつて戦闘が行われていない地域でなければやつてはいけないといふと、こういうふうを書いてあるわけでございます。

これはもう理屈の上の話でございますが、仮にそんな地域は何もないというようなことになれば、この法律の要件を満たさないとということになりますので、これはもう憲法の要請を満たさないことになります。そういう意味で、委員のおっしゃることはございます。私どもは、そういう意味で詳細な調査をして、この法律にかなうような法的行動、これをやるのだ、やることを可能にする法律である、そういう意味だと考えております。

○山本保君 この調査については徹底していただきたいということは、質問ではなく、お願いをしておきまして、次の質問に移りますが、外務大臣にお聞きします。

これに、私ども与党調査団、現地の大使館に行きまして、被害も受けておりまして、一生懸命きれいに使つてはおられましたが、はつきり申し上げてこれが日本国の大使館であるかというような状況でございました。舛添先生も大変その辺、気にされておりまして、帰つたらこれはただ、何と云うんですか、建て直したり補修をするのはななく、もつとしつかり、こういう状況もありますし、きちんとした建物にすべき、今、何かこうフラットが、二階建てのフラットで半分使っているんですね。隣は別のもので、同じ建物の中で同居しておるわけでございます。ですから、そちらの方から幾らでも入れて、そして中のコンピュターも全部持っていかれてしまつたと、こういうわけでございます、ちよつとこれは何とかして

あげないと、とてもこれから現地の指揮、指揮官が指揮するところですから、お願いしたいと思いますが、外務大臣、いかがですか。

○国務大臣(川口順子君) おつしやるように、イラクの大使館について、これは立ち上げて、今、業務を始めておりますけれども、警備体制については強化が必要であると思います。今、大使館に八名ぐらいの人が行っておりますけれども、人数も増強しなければいけない、そうするとより広いところも必要だということでございます。

いろいろ制約がある中ではございますけれども、そういった点については、警備も含めて強化をしていくことを考えております。

○山本保君　じゃ次に、今度は防衛庁長官だと思
いますが、先ほどもちよっと同僚の議員からもお
話があった、私も実はこういう考え方なんです。
これは現地で与党の中でも実は議論が分かれたと
ころでした。

つまり、先回もこの委員会が質問があったわけですが、相手が武器を持っている以上、命を守るためには、簡単に言えば、一段階上の武器を持つていかなくてはならないと、そうでなければ安全は確保できないという考え方があります。しかし、私はやはりこれは非常に危ない考え方だと

思っておりまして、先回もここにお呼びした専門家の公述人の方に、自分を守るとか専守防衛的なそういう陸上の武器というのはあるのかとお聞きしましたら、それはあるんだということでございまして、正に戦車だ、先ほどもお話が出ましたたまたまが、戦車ですとかそんなもので、幾ら、使う、最悪の場合を想定しているといひまして、そういうのはこの法律が意図している非戦闘地域に持つていくものではないだろうと思うんですけれども、この辺については正に必要な装備という点で慎重に検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、防衛庁長官。

○国務大臣(石破茂君) 委員の御指摘のとおりだと思います。

ただこれは、戦車とか戦闘機になりますと、戦

車が走り回ったり戦闘機が飛び交ったりするようなところは、もはや戦闘が行われない地域ということには普通はならないだろうと。戦車を個人で動かせるというようなこと、ちょっと考えられませんし、戦闘機が飛ぶというのはそれなりに組織的なものだと思います。そういうような地域に私どもが展開するということは考えにくい。

先ほど、齋藤委員から無反動砲のお話がありました。無反動砲というのはピンポイントで撃つものでございますし、追撃砲ということになりますと、これは面で制圧するということになります。何が自分たちの身を守るために必要な武器であるのかということは、これは私ごときが申し上げ

げますよりも、実際にそれに身をゆだねる自衛官がこういうものが必要だということを言う。彼らは本当に物すごいものを持っていく、そういうようなつもりはございません。それを、プロの判断を踏まえまして、私ども政治がシビリアンコントロールで判断をする。やはりプロの判断というのを尊重するということになります、おのずからそれはどこまでも無制限というものでは当然ございません。

○山本保君 それと今度は関連しまして、服装に ついても、総理には前、個人的にもその辺もお呼 びいただいたときにお話をした覚えがあります。

私、考えますに、この辺は素人ですけれども、 軍隊、警察もそうかもしれませんが、軍隊という いわゆる実力部隊の制服というのは二種類、基本 的に概念二つあると思うんですね。一つは、国家 権力の秩序というものを示し、ですからこれは言 うならば派手で、いわゆるミリタリー룩という うんですか、非常に格好のいいものにするという 制服と、それからもう一つは、正に実力を、破壊 力、実力、攻撃能力というものをものに示すよう な、そしてそのために最も機能的な、今の迷彩服 というんですか、こういうものに代表されるよう な、今、事故など、いろんな今の山の事件などで 大変、大変な悲惨な事件が九州でも起こっており ますけれども、そういうときにも、テレビを見て

おりますと、正に迷彩服着ております。鉄砲持っているわけではありませんけれども、あれは正に作業服として使っておられるんだろーなと思うわけですけれども。

さてそういうものが両方やはりどこの国にもあるんじゃないかと思つたとき、今回、私どもといひますか、自衛隊の方に行つていただくのは明らかに戦闘のために行くわけではないわけですかから、これはどう見ても戦闘のために行くものではないという制服が要るのではないか。いろいろお聞きしますと、どうもちよつとそぐわない、今、いいのはないのじゃないかなという気がします。これから、正に日本が世界の中で復興のために

自衛隊が行くということを、新しい概念を、この前私は自衛隊法も改正すべきだということを申し上げたわけですが、こういう仕事をしているんだというスタイルとか、これも必要じゃないかなという気がするんですけども、防衛庁長官、いかがでしょうか。

○副長官(赤城徳彦君) 服装についてのお尋ねでございませうけれども、これはやはり機能というものが大変大事でございまして、實際この業務内容が決まりましたら、現地の例えば猛暑でありますとか砂じんが舞うとかそういう気象条件、地理的な条件、そういうものの、それからあわせて、迷彩服がかえって危険だというような御指摘もこれまでありましたけれども、どういう服装が治安の面でいいのかという、そういうことも勘案します。

現に今持っているものについて、例えば陸上自衛隊ですと、防暑服、暑さを防ぐ服と書きますけれども、その迷彩色、柄と、それからOD色という、ちよつと言葉では言い表しにくいんですけども、緑に茶がかかった、そういう色の、単色の服ですけども、そういうのも持つております。

そういうことも勘案して、どういう服が最もふさわしいかということを検討してまいりたいと考えております。

○山本保君　やはり攻撃ということになります

1. *Journal of the American Medical Association*, 2000; 284: 2689-2695.

と、相手に見えにくく、そして展開しやすく、そこから自分の身を守りながら攻撃するということだと思ふんです。逆に、秩序とか権威というものを示す場合には逆に目立つようにするわけですね。一番いい例がイギリスのお巡りさんだと思ふます。あれだけ大きな帽子をかぶりまして、どんな群衆があつても遠くからすぐに分かると。正に日本の場合でもパトカーがサイレンを鳴らして来るわけですね、あれは犯人に逃げろと教えているわけではなくして、正に権威というものを示すためにやっているわけですね。ですから、ここは新しい概念といひますか、新しい分野ですので、是非検討していただきたいと思ひます。

最後は一つだけ。
これはもう新聞等に見まして、出ておりました、私もこの質問をさせていただきますように、日本の自衛隊の役割というのを是非PRしていただくということで、先日申し上げました、具体的なお話を進めているようでありますけれども、イラクの国民に自衛隊の働き、意義、そして現実に行っている仕事、こういうものを知っていただくというのも大変重要だと思ひますが、これについてはどのように検討されておるでしょうか。防衛庁長官にお願いいたします。

○国務大臣(石破茂君) それは、PRというものの重要性というのは随分とこの委員会でも御議論をいただきました。

どういう形がいいのか。私どもは戦争に來たのではない、武力を行使しに來たのではない。それはやっぱり人道支援、もちろん安全確保支援もございしますが、我々が何をしに來たのか、日本国として何をやるのかということをきちんとPRをするということが極めて重要なことだと思ひます。そのメディアが何なのか、そしてどのような方法が良のかということはいくつかからよく議論をしなければいけません。実際にやってから考えますという話ではなくて、これは基本計画を作り国会の御承認をいただく、その過程において、こういうような形でPRをしようということを、

またこの委員会の御議論も踏まえながら、きちんとした方法を考へてまいりたい、そのように思ひております。

○山本保君 ありがとうございます。

○小泉親司君 日本共産党の小泉親司でございます。小泉純一郎総理大臣に質問をいたします。

まず、私、総理に質問をさせていただきます前に、今回のイラク特措法というのは、私は、大変大きな問題が数々まだ山積している。例えば、憲法上の要請の問題と言われる戦間地域と非戦間地域の問題、これはいづゆる、先ほど総理も言われたように、自衛隊が戦間地域に行かないと、だからそういうものが決められたんだと言ひながら、実際、じゃ戦間地域と非戦間地域は本当に区分けできるんか、こういう問題が私は残されている。これはかなりじゃなくて、私、たかさんの問題がまだ残されているというふうに思ひます。ですから、私たちは、野党は結束して、この問題については徹底した審議をすべきだということを要求してまいりました。ところが、今日、委員長の職権でこの締めくくり総括が強行される、私はこういう点については強く抗議をしたいと思います。同時に、これが私、数の力で、数の力を頼って強行されるようなことについては、断じて認められないということをまず冒頭申し上げさせていただきます。

そこで、まず総理にお伺ひいたします。総理は、衆参の審議を通じまして、今度の問題については、人道復興支援だ、国づくりだ、こうおっしゃっている。ところが、この法案の中には、いわゆる占領軍に委任された、国連決議一四八三によつて委任されたいわゆる治安維持活動、法案でいいますと安全確保支援活動、それから人道復興の支援活動、こういうものが含まれている。これは現実には今イラクで行われている、行っているのは、御承知のとおりイラクの占領軍であります。ですから、そういうことになる、自衛隊がこれ派兵されることになれば、当然この占領

軍を通じてこうしたことをやるんだということになると思ひますが、総理、その点はお認めになるんですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、国づくりのための支援活動ですから、恐らく今の質問は、憲法に抵触するんじゃないかという趣旨の御質問だと思ひます。

で、占領軍と一緒に活動するからこれは国づくりと違うという趣旨の質問ですか。

○小泉親司君 総理、私の質問を曲解しないで、よく素直にお聞きいただいて御答弁をいただきたいと思ひます。

例えば、この間、川口外務大臣はこの委員会でも繰り返して言ってきたんですが、CPA、米英の占領機構のホームページが開設されているんです。そのホームページの中に、CPAについての規則、レギュレーションナンバワンというものが創設をされております。その中で、CPAの任務、これを三つ挙げております。一つは移行期間における実効的な統治を提供する、それから安全、安定の回復を行う、三つ目は将来イラク人が自由な政治的将来を決定できるような環境を創設するんだ、これがCPAの任務だと、いわゆる占領機構の任務だと言ひつておられるわけですね。

ということ、当然、この法案で自衛隊がイラクに派兵されるようなことになれば、それは占領機構を通じてやらないうことないうふうには思ひますので、そういうことないうふうなことを総理にお聞きしていただきたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) よく、いわゆるCPAと協力しながら進めていく、協議しながら進めていくということでありまして。

○小泉親司君 総理は、私の本会議の質問に對しまして、派兵される自衛隊と米英の占領軍の関係について、国連決議で施政機関としての地位を認められた米英当局と連携を図ることになります。自衛隊が米英軍の指揮下に入ることは全く想定されておらず、こう答弁されておられるわけ

です。
これは、なぜ米英軍と指揮関係に立たないのか、なぜこれ、想定されていないのか。現実には、先ほども言ひましたように、米英軍のやる仕事、つまり治安維持の活動、人道復興支援、この点では基本的には一致しているのに、なぜこれが指揮関係に立たないのか、ここをまず御説明いただきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これ、我が国の支援活動というのは我が国の主権的な判断で行うんです。だから、協力するのは当然ですけれども、指揮下に入るわけじゃない。そこが違うんです。

○小泉親司君 国連の決議一四八三、これはあなたが何遍も引用される。この中に、前文の中で、占領国でないその他の諸国が当局の下で現在活動している、又は将来し得ることに留意しと明記しております。つまり、これから派遣される国及びその国の軍隊、こういうものは占領機構の下で活動するんだと言ひつておられる。これは国連決議一四八三でも言ひつておられることではない。

この点については、最近公表されて、私、ここに、米英占領軍、CPAの一番新しい機構図があります。その機構図の中で書いてあるものは、いわゆる国際的な調整評議会に参加をして、これは指揮権に立たない、調整評議会に参加をして、これについては国連決議の一四八三で明記されたような安全、安定の回復の活動や人道復興支援をやる、こういうふうなことに、明記されているんですが、こういうものにも当然、総理、参加をされるんです。——総理、総理、総理、総理です。

○国務大臣(川口順子君) 取りあへず、ちょっと事実関係に關係することでございますので、私からまず申し上げたいと思ひますが、国際調整評議会というのは、これは、支援について、それをいろいろな国との間で調整をするというところでありまして。我が国としては、イラクにおいて行う活動は、そこを調整をしながら行うというのが具

体的な動き方であります。

○小泉親司君 私、初めてこの国際調整協議会とやると外務大臣がお認めになりました。私、外務大臣に、いや外務省に、この国際調整協議会はどういう組織かと言いましたら、大変これはホームページの中で詳細に、このいわゆるICCという、国際調整協議会の仕事については規則で書いております。ところが、わずかこのべら一枚、しかも五行しか書いていない、こんなペーパーではだまされるわけにはいきません。

総理大臣、私は、ここで書いてある、外務省の資料でも何て書いてあるかといえば、イラク連合暫定施政当局、CPAに属する国際調整評議会、これと調整するということがなったら、必然的に占領軍と一体である、占領軍に属しているということになると思いますが、総理、いかがですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) お答えいたします。

よく調整しながら、協力しながらやるということであって、これは日本が主體的に判断することなんです。

○小泉親司君 じゃ、総理もこの国際調整評議会に参加するということをお認めになるんですね、総理。——いや、総理ですよ。今、総理が答弁したんですから、総理です。

○国務大臣(川口順子君) これも事実関係です。で私からお答えさせていただきましても、これとも、このICC、国際調整評議会というところは何かとどこかといいますが、これは国際社会のイラク復興・復興開発支援への参加を支援、促進することを目的として設立をされている組織であるわけです。

それで、その権限は、決議一四八三に従ってイラクの支援を促進すること等であるという権限を持った組織でありますから、我が国としては必要に応じてことも調整を行うということでございます。

○小泉親司君 総理に質問できるせっかくの機会なんです。私は、何遍も総理に、もう十分な

時間をいただいて、テロ特措法のときには、総理、私は、覚えておられるかどうか分りませんが、一時間半、総理にやらせていただきました。ところが、外務大臣がそうやって妨害された発言すると、私、わずか二十五分しかないという問題があるんですよ。総理、しっかりと答えていただきたい。

そこで、私、総理にお尋ねしますが、総理は、占領軍に入らない、だから日本は交戦国でもない、つまり戦争に参加したわけではない、占領軍に加わるわけではないので憲法上の問題は生じないんだと、こういつて説明されてこられた。しかし、衆議院の参考人質疑で公述した国際法専門の松田大阪市立大教授は、交戦国かどうかはイラク攻撃に参加したかどうかという過去の実績で決まるわけじゃないんだ。他国が軍事占領を行っている場所に行つて、その占領の継続に役立つ行動を行えばその国も交戦国になるんです。ちなみに、安全確保活動はもちろん、給水や食糧の輸送で占領の実効性、継続を支援する行動はすべて交戦権の行使に該当し、イラクからの正当な反撃の対象になりますと述べられている。

こういうふうな、いわゆる安全確保活動はもちろん、給水や食糧の輸送で占領の実効性、継続を支援する行動ということは、これは占領軍に加わるということになるという見解ですが、いかがでござい

ますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) そういう説もあるということでしょう。それはいろんな説がありますよ。日本は交戦していないんですから。戦争に参加していないんですから。もうそれはいろんな説があるからどうだと言われたら、それはどういふ説を披露されるのも御自由ですが、日本としては戦争をしていない、交戦をしていないんですから。決して交戦国にはなっていない、イラクの復興、国づくりに参加するんだということ

であります。

○小泉親司君 私、こういうふうなCPAの機構図などを示して、国際調整評議会と調整するとい

うことをおっしゃったということは、これはCPAのこの機構図の中にも、これは与党の調査団が報告したものとか比較的似ておりますけれども、この点では、この中にちゃんと貢献国家と、ちゃんと書いてある。だから、こういうことに参加して、この機構図の一部に入っているということとは、私、明確だというふうに思います。

そこで、もう一つ、私お尋ねしたいのは、こういう占領軍の活動の中で、今占領軍が何をやってるのか。今、もう御承知のとおりフセイン前政権の残存勢力の掃討作戦だ、こう言つて、今もう全土が戦争状態だ。例えば、アビザイド中央軍司令官が七月十六日の記者会見で、米軍は全土で典型的なゲリラ戦闘を実行している、これは米軍のドクトリンによれば低強度戦闘であるが、それは戦争だと、こう言つておられる。

ということは、事実上、今のイラクの情勢は正に戦争だ。こういうふうな、私は、この法案ではアメリカの占領軍や他の国連加盟国が行う安全と安定の活動、回復活動の支援も行うということになっておりますが、こういうアメリカの対ゲリラ戦闘への支援、こういうものも、総理、これは法案の安全と安定を回復する活動に入るといふ総理は御見解でございしますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは、非戦闘地域で後方支援という形で、各国の軍隊とも協力する場合はあり得ると。決して戦闘行為にはつながらない、非戦闘地域で支援活動をするという枠内であり得る場合もあるということでもあります。

○小泉親司君 ということは、そういう対ゲリラ戦闘への支援も含まれるという御見解だということに思いますが、そういうことなんですか。いやそれ、総理ね、はっきりと答えてください。私は、対ゲリラ戦闘への支援をやるのかとお聞きしているんだから、ぐるぐる回つて回つた言い方をされないで、どっちなんですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、非戦闘地域で、日本は戦闘行為でないという分野で後方支援はあり得る、それはよく状況を判断しなきゃ

ならないということでもあります。

○小泉親司君 私、そういう問題について、なぜこれ質問したものに答えられないのか。

例えば、総理は衆議院では、例えばガラガラヘビ、総理は覚えておられるかと思いますが、砂漠のサソリ作戦、こういう米軍がやっているフセイン前政権の残党、いわゆる残存勢力を掃討する作戦、これどうなんだと、こういうのを支援するの

かと、この法案では支援するのかと質問をすれば、総理は、いや非戦闘地域でやればできるけれども戦闘地域でやったらこれはできないと言うけれども、実際に、それじゃこの問題については、この支援活動自体を、非戦闘地域であれば支援できると、支援するということは、これは間違いありません。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、アメリカ、イギリスがどういふ展開、軍を展開するかというのとは分りませんが、日本はこの法律の趣旨にのつとめて、非戦闘地域であり、そしてイラクの復興支援に役立つ場合なら自衛隊の支援活動もあり得ると言っている。それは状況を見なきゃ分りませんよ。常にどこに行くか分かんないじゃないですか、アメリカが。しかしそれは非戦闘地域に限られる、日本の活動は戦闘行為じゃないと。これは、必ずその支援がアメリカのゲリラ活動に向かうのかどうかというのは、それは地域を見なきゃ、状況を見なきゃ分りません。それは、バグダッド市内で起きましても、戦闘地域と非戦闘地域あるでしょう。これはそのよく状況を見て、法律の趣旨にのつとめた形で自衛隊が派遣される場合はしなきゃならないということでもあります。

○小泉親司君 私、もう一つだけ総理にお尋ねしたい。

私は、派遣される自衛隊とイラク国民との関係がどういふ関係になるだろうかと、これを私は一番危惧する問題なんじゃないかというふうに思います。そこでお聞きしたいのは、例えばイラクでは、

確かにフセイン政権の残党掃討作戦もある。しかし、今日のテレビでも、CNNでもやっておりまして、六月二十四日、七月二十四日、失礼、今日、イラクではいわゆる職よこせのデモが起き、CPA、つまり米英占領軍に対する抗議デモが行われたというのを今日報道しております。つまり、イラク国民に対する、イラク国民が占領軍に対する抗議の声を今上げている、こういう問題について、例えば六月十八日にはイラクで職よこせのデモが行われました。そのときに、私もこの委員会でも質問したんですが、そのとき米軍がこれに対して発砲した。私、これは大変重大な問題だと思いますが、総理はこういう米軍の活動というのは合法だということ考えなんですか、それともそれは、そういう活動はこの法案では支援する活動の、ちよつと、対象に入るんですか。外務大臣、ちよつとやめてください。入るんですか、総理。

○国務大臣(川口順子君) 事実関係でございますので申し上げたいと思えますけれども、まず、一四八三で米英の当局は国際法上認められて、正當にイラクの国民に対してそれを今、施政を行って、いるわけですね。これは正當なんです。したがって、イラク国民がこの正當性を否定をするということはできない、国際法上できないということでもあります。

それで、さつき自衛隊との関係ということをおっしゃいましたけれども、活動を、この法律に基づいて自衛隊が行って活動をするということがあった場合に、イラクの国民が自衛隊を攻撃するということは正當かということでは、これは国際法上これを正當化する根拠というのはありません。イラクの国民との関係というのは、CPA当局とイラクの国民との関係であるということです。

○小泉親司君 今の外務大臣の答弁は全然分かりません、何を言っておられるのか。

私、総理ね、総理にお聞きしているのは、例えば、川口外務大臣、私、これで言い訳しているん

じゃない、今の言い訳しているんじゃないかと思うんだけど、七月二日の衆議院のイラク特使、自衛隊に対してイラクの国民の抵抗があるとしたらどうするかという質問に答えまして、「イラクの国民の抵抗、それは事実上全くないということと申し上げるのは難しいかもしれませんが、法的にはその抵抗は合法的ではないということとします。」

つまり、イラク国民の抵抗というのは、これはCPAが仕切っているんだから、これに対して抵抗をするというのは非合法なんだと、こう言っておられる。総理も同様の見解なんですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) はい、そのとおりであります。

○小泉親司君 私は、それはひどい答弁だと思いますよ。

そこで、私、一つ、この問題について、この問題については私も川口外務大臣にこの問題として、はもう既にやり取りいたしました。

そのときに、じゃ、非合法だと、そうなるべくと、イラク国民が、例えば自衛隊に対して、これは軍服を着ている、当然これは占領軍の一部だ、だからこれはけしからぬといつて様々な抵抗闘争をやる。それに対してどうするんだと言ったら、今度は川口大臣は、十日の私の質問に対して、これは、イラク国民が自衛隊に抵抗したときは自然権的な権利として武器の使用があり得るんだと、こう答弁された。その点も総理は何、お認めになるんですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、攻撃されて身を守るためのこれは正當防衛ですよ。

○小泉親司君 何でイラク国民に対する、様々なデモに対して発砲したりですか、そういうふうなことが何であれなんですか。初めに私、言っているじゃないですか、そういうことについては、外務大臣がごまかしているだけの話で、総理、私の言っているのは、例えば職よこせのデモ、これに対して米軍が発砲した。それは外務大臣は、これは合法ではないんだと、そういう抵抗は、と

言っておられるんですから、その意味で総理、私は自衛隊が、もし様々なデモなどがあつた場合に、その点について私、武器使用があると云つたら、イラク国民に銃口を向けることになりますよ。その点は総理いかがですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いや、そうじゃない。自衛隊が発砲してきたらという質問だから答えたんです、それは正當防衛だ。何にももしないのに自衛隊が発砲する、そんなことするわけないじゃないですか。

○小泉親司君 ああ、総理、ごまかしちゃ駄目ですよ。

私が言っているのは、イラクの、いいですが、私が言っているのは、六月十八日に職よこせのデモがあつた、それに対して米軍が発砲したと、これは私は、大変重大な問題だ、これは絶対に認められない。そういうことが自衛隊に起きたときに、これは武器使用をするということについてはどうなんですかと総理に聞いたんですよ。そこははっきりしてください。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それはね、米軍と自衛隊、ちよつと分けてください。

米軍がいろいろ治安活動、あるいはイラク国内の安定、安全確保に活動している。そういう際に、まあいろんな状況が起こると思います。中には、デモの中に紛れてアメリカ軍を攻撃するものもあるかもしれない。それに対しては、アメリカは自己防衛として発砲する場合もないとは言えない。

自衛隊、自衛隊だってそれは、デモをしているときに発砲するなんて、そんなあり得ないですよ、イラク国内の国づくり支援しているんですから。

それが、もしイラク国民の中で自衛隊を攻撃した場合、それに対しては正當防衛の権利があるということとします。

○小泉親司君 これは総理、総理、これは例えば、ブッシュ政権に大変影響力のあるアメリカの外交問題評議会の資料でも米軍へのレジスタンス

という文書をまとめているんです。この文書の中で、だれが米軍を攻撃するのか、攻撃者はフセイン前政権の残存勢力だけではないだろう、しばしばイラクの占領軍の存在と行動に怒る普通のイラク人を含んでいるように見えるんだと。ここが一番私は重要で、こういう問題については絶対に私は自衛隊が銃口を向けてはいけないと、これは私はこの点については強く要求をしたいというふうに思います。

そこで、私は、今度のイラク特使法というのは、やはり自衛隊をイラクに派兵して米英占領軍の支援を行う、私、憲法違反の自衛隊派兵法だということでは明瞭だと思います。

私、イラク戦争の問題については外務大臣とやり取りしてまいりましたが、このイラクの戦争は国連憲章違反、国際法違反の戦争であることは明白で、この点で七千人以上のイラク国民を何の大義もなく殺りくした戦争を強行したというのは大変重大だというふうに思います。

国連決議では、総理も認めているように、軍隊派遣の要請はしていない。このような自衛隊派兵は絶対に認められないと思います。同時に、イラクの復興支援は、自衛隊という軍隊の派遣ではなく、国連を中心として、電気や水の供給、食糧、医薬品など、非軍事的手段で積極的に行うべきだというふうに思います。

自衛隊をただひたすら米英占領軍の支援のために派兵する本法案は廃案にすべきだということを強く要求したいと思えます。

数の力でこれを押し切るということは絶対あつてはならないということを描いたしまして、私の質問を終わります。

○広野たかし君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の広野たかしです。

何か非常にたくさんの人たちが集まりまして、緊迫をしてくております。往々にしてこういうときは強行採決がされるという前兆なのかなというふうに思ったりしておりますが、与党の方々、そしてまた委員長には、是非円満な運営をお願い

をしたいと思っています。まだまだ質問がたくさんあるわけでございますので、よろしくお願いをいたします。

総理にお伺いします。

テキサスのクロフォードでブッシュ大統領に会われたときに、イラクに対して協力を要請され、陸上自衛隊を派遣をするということを約束されたことはございませんか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) そういう約束したことはございません。

日本は戦間行為には参加しないが、戦争が終わった段階において、イラク復興支援のために、日本ができるだけのことはやる、日本が主体的に考えるということを申し上げました。

○広野ただし君 アーミテージが、いよいよ日本も観客席から下りて球場に出てきた、プレーヤーになってきていると、こう言って歓迎の意を表しましたが、このことをどう思われますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、日本がその国力、経済力にふさわしい活動をイラク復興支援のために動き出したという評価の声だと思っております。

○広野ただし君 私は、やはり内々にアメリカから打診があり、それについて総理が約束をしておられるんだというふうにやっぱり思えてならないんですね。

ところで、イラクにおいてアメリカ占領軍、占領軍の指揮下に日本が、陸上自衛隊が入ったならば、これは憲法上どういうふうなことになりますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは法的な、法理論上の問題は別の専門家に答えていただきますが、今回は指揮下に入りません。入りません。議論の余地ない。入らないんですから。

○広野ただし君 入りませんということは、指揮下に入ったら憲法上どういうふうなことになるかということに政治家小泉純一郎として考えておられるかということを、専門家じゃなくて、総理として憲法上どうなるんだということをお聞きし

ておるんです。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いや、今回は入らないんですから。入らない前提で議論をしているんですから。入ったかどうかと、それ、考えてない。

○広野ただし君 そういうことについてしっかりと答えていただきたいと思うんですが、私は、協力というものを言っています、協力というものの、実質指揮下に入るといことがあった場合、これは完全に憲法違反であると、こう思っておりますが、私の見解についてどう思われますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、今の憲法におきましても自衛隊は憲法違反だと言う方も学者の中でおられますから、どう議論がされるのか、その場合は専門家によく議論をゆだねて聞いてみたいと思います。

○広野ただし君 専門家じゃないんですよ。これは、総理、やはりそういう場合が往々にして海外においては起こり得るということなんです。実際、じゃ自主的な協力と言いつつ、アメリカ軍との間で物品の輸送ですとかいろんなことがある。そして、そういうときにテロですとかいろんな事態が予想されるわけですね。そうしたときに身を守るためにいろんなことが起こり得る。そして、アメリカ軍からのこうしたいいんじゃないかと、こう言われて動く。そういう場合どうなるんですか。それが協力か指揮かという細かいことを言うんじゃないかと、指揮下に入ったらどうなるんだということを言っているんです。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは、私は法律の専門家ではありませんが、私の率直な意見を申し上げますと、それはもしそういう占領軍といふか、どういう形であれその当局が武力行使に向かうという場合に指揮下に入れば、私はこれは憲法違反だと思えます。しかし、戦間行為が全く行われていないと、そういう当局もあると思います、そういう活動に、指揮下に入って、全く戦間行為でない復興支援、人道支援という形に指揮下に入るとい場合はどうかと、また別の議論があ

つていいと思います。

○広野ただし君 この間も私申し上げたんですが、憲法との関係で今回のイラク特措法は正に迷路のようなところをすき間を縫って作っている。誠にそういう法案になっているんだと、だから指揮下には入らないんですよと、あるいは戦間地域には行きませんよとか、あるいは正当防衛論で対応をするんだとか、そういう法案になっているんですよ。ですから、私はもう誠に欠陥だらけな法案だと、こう思っているんですが、そのことは別にしまして。

ところで、先ほどこのイラク特措法は枠組み法だとかおっしゃいました。それで、その枠組み法というのはよく意味が分からないんですけども、ところで、この陸上自衛隊をやはり非常に、現在のような戦間状態にあつて非常に危険だということに派遣をしないということだつてあり得るんですか。簡単に言いますと、空振ることはあり得るんですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは可能性と

いうことを言えば、あり得ると。これは自衛隊を派遣しなければならぬという法案じゃないんですから、自衛隊を派遣できるという法案ですから、状況を見て派遣しない場合もあるし、派遣する場合もあるということであり得ます。

○広野ただし君 その派遣しなかつた場合の国際的な影響、例えば対米の何かコミットしておられますとこれは大変な影響になるんですけれども、国際的な影響というものを、コミットすることは別にどういうふうに思われますか。

よ。

○広野ただし君 ところで、与党内なんですよ、どこか分からないんですが、秋に総選挙が考えられると、予定されているんだと。その総選挙の前にはイラクに自衛隊を派遣はしないんだと。もし派遣して犠牲者が出たり被害が出たら、これはもう選挙に直ちに影響をするというふうなことで、極めて政治的な観点での派遣の時期を決定をする。こういうことについて総理はどうお思いでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、まだいつ選挙があるかというのは言っていないんですよ。言っていないどころか、私にも分からないんですよ、状況を見て判断するんですから。それをあたかも、もういつ、選挙は決まったかのような議論でされるというのは、実に私にとつては迷惑なことですね、これはあと任期一年ですから、一年以内にあるのは確実ですよ。しかし、いつやるかというの……(発言する者あり) だけれど、あしたからとか言ったけれどもね、それは分からないんだから。

○広野ただし君 選挙と別にですね……

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) だから、選挙とは、この自衛隊の派遣とは全く別です。関係ない。

○広野ただし君 それは本当に守っていただきたいと思っています。

何かそういうことで政治的に物事を判断するんではなくて、協力をしなければならぬという、私の協力は国連から出ている人道支援あるいは経済復興支援に限ってやればいいという考え方ですから、そして、そのことについてもう一回お伺いしますけれども、そういうふうに限定したら、何か問題があるんですか、総理。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いや、復興支援づくりに派遣するんですから、今、問題、人道支援、復興支援に派遣するんですから問題ないと思いますよ。日本ができる範囲でやると。

○広野ただし君 治安維持活動に対する協力じゃ

ないんですか、これは。

○委員長(松村龍二君) 福田内閣官房長官。

○広野ただし君 いや、委員長、委員長、今、総理にお願いをしているんです。

○委員長(松村龍二君) ああ、そうですか、はい。じゃ、福田内閣官房長官、取りあえずお答えいただけますか。

○国務大臣(福田康夫君) はい、それじゃ私から答弁。

復興人道支援と一つ安全確保支援活動、二つありまして、安全確保支援活動することは、これはあくまでも支援する国が若しくは組織がイラクの国内における平和と安全のために尽くしているという、そういうことである活動に対して支援をする、そういうことであるので、これは、結果、イラクの復興に貢献するわけですから、したがって、その活動することについて、日本として活動することについて何ら問題はないんです。それは復興支援活動もそうです。それはしかし、それもやったらいいと思います。しかし、今申しました安全確保支援活動もこれもできるんだったらやたらいいんです。

○広野ただし君 国連の決議一四八三は二つに分けていっているんですね。ですから、人道支援と経済復興支援、そして今、私は治安と言いましたけれども、安全確保に関する協力と。ですから、私が言いますのは、その前段階の人道支援と経済復興支援の方に限定をしたら何か問題があるんですかと。言って総理に聞いているんです。——いや、それはもう総理にさつきから聞いているんですから、もう官房長官、ちよつとやめてください。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 問題ないですよ。問題ない。

○広野ただし君 いやいや、問題ないんじゃないくて、人道支援あるいは経済復興支援に限定をする、そういう協力ということで限定した場合に問題があるんですかと言っているんです。

○委員長(松村龍二君) 福田内閣官房長官。

○広野ただし君 いや、総理、総理です。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは日本としてできることをやるわけですから、イラクの国内における安全及び安定を回復するために行われる活動であるかどうかと、それを見極めてやるんです。

○広野ただし君 そこが詭弁でしてね、人道支援、安全を確保していくことが経済復興支援にも協力するんだ、いずれは寄与するんだ、これは全くおかしい論法なんですよ。完全に分けているんですから、ですから、アメリカ軍に対する協力になるんじゃないかということをもみながら問題をしているんです。そういうところを私は明確に答えられないことが誠におかしいと思っております。

それともう一つ、イラクとの、簡単に言えば文化の差、言語が違いますね、そして民族、宗教が違う、そしてまた習慣が違う、もう歴史が違う。こういうことから、私は、陸上自衛隊が出ていった場合に、向こうの国民の皆さんといろいろと接触をするわけですね。そうしますと、その間に誤解が誤解を呼んで、例えばこの間もアメリカ軍が大、わんちゃんを連れてイラクの国民、庶民の家にいったんですね。これはあちからいいますと大変な侮辱になるんです。例えば、日本でも畳の上に土足で上がりますと、外国の人が、これが大変な侮辱にやっぱり感ずる場合があるわけですね。今はかなりそういうことは分かったとしてもですね。

ですから、簡単に言うと、そういういろいろな習慣の差というものが誤解を誤解を呼んで、イラク国民というのとは大変ブライドの高い、これはもうメソポタミア文明以来、またハムラビ法典のあるすばらしいそういう文化を持っている国民なんですね。それが習慣等の違いで誤解が誤解を呼んで、どんな大きな事件に拡大をする、場合によっては犠牲者が出る、被害が出るということについて、総理はどうお思いですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) その国の文化、習慣、宗教の違い、これについては十分配慮しながら、

きやいけな思っております。

今、広野議員言われたように、例えば日本座敷に土足で上がられたら、これは日本だって、日本人だって怒るでしょう。だから、そういう習慣の違いとか、よく行く前に啓発といいますか教育といたしまして、その文化を理解するような認識を持った上で日本国民が行くように配慮しなきゃいかぬと思っております。

決してイラク人を傷つけるような、あるいはイラク人の誇りを侵害するような行為はしないような、そういう配慮は十分なされるべきだと思っております。

○広野ただし君 本場にそこは大切でして、それによって本場に自衛隊に被害が出たり、あるいは犠牲者が出たり、あるいは逆にイラク国民に大きな犠牲者が、被害が出るということがあったら、これはもう本場に小泉内閣の大きな責任になるんだということを私は訴えまして、終わりたいと思っております。

○大田昌秀君 社民党の大田でございます。

お疲れでしょうが、最後ですのよろしくお願いたします。

まず、総理にお伺いいたしますが、先ほどお話がありましたけれども、去る二十三日の党首討論で、イラクの非戦闘地域は一体どこかの質問に対して、総理は、そんなことが私に分かるわけがないでしょうという趣旨の答弁をなさいました。

お忘れかもしれませんが、総理は、去る六月二十四日の衆議院本会議で、我が党の同僚議員が戦闘地域と非戦闘地域との区別について質問したのに対し、政府としては、自ら現地の状況を幅広く調査するとともに、諸外国から、諸外国等から得た情報を経合的に分析することにより、本法案に基づく活動の区域をいゆる非戦闘地域の要件を満たすように設定することは可能であると考えているとお答えになりました。

そこで、お伺いしたいんですが、非戦闘地域はイラクの戦況によって決まるのでなくて、政府が

主体的に設定することができるとお考えですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これはよく調査して判断しなきゃいかぬと思っております。

先日、私には分かるわけがないと言ったのは、これは率直に言ったわけであって、私が調査するわけでありませんし、私が調査してもそれは専門家がじゃないから正確にならないんですよ。やっぱり専門家がよく判断して、状況を見極めて非戦闘地域かどうかということとを事前に十分調査の上で、派遣する場合はそういう地域に派遣しなきゃならぬと思っております。

○大田昌秀君 せんだったの審議の際に、総理を始め防衛庁長官、戦争を知らない世代ということとを伺いましたけれども、実は私は戦争世代でございまして、戦争の実態というのには嫌というほど知っているつもりでございます。戦争の世紀と言われた二十世紀の苦い体験を踏まえ、二十一世紀こそは戦争という大量殺戮のない、平和で人権が尊重される、民主主義が普遍的価値として世界じゅうに共有される世紀にしたいと常々考えております。

そのためには、まず、我が日本の外交はどうあるべきかについて慎重に吟味する必要があると思っております。既に多くの外交専門家や国際問題を研究している学者、研究者などから様々な提言がなされていますが、私は、差し当たって何をすべきか、私なりに二つの点について意見を申し述べたいと思っております。

まず第一に、米英などの軍隊によるイラク占領を自衛隊を派遣して支援するのをやるべきだと思っております。

私たちは米軍の占領下で二十七年間、憲法の適用もなしに生活した苦い体験から、外国の軍隊による占領が被占領下の人々にいかに過酷な非人道的犠牲を強いるかを知り過ぎるほど知っているからであります。大規模な戦闘は終結したとはいえ、イラクでは今も散発的な戦闘が続いているのですから、そんな危険なところへ自衛隊を派遣し、万が一にも武力行使をする事態になれば、戦

後半世紀以上も一人の外国人をも殺害したことのない自衛隊の誇るべき歴史に大きな汚点を残すことにもなりかねません。

改めて申し上げるまでもなく、我が国は国是として、憲法によって交戦権を否定し、国際的な紛争を武力によって解決することはせず、平和的に解決していく道を指し示しています。ですから、あくまでもその国是を守り、貫き通すべきだと思います。

第二に、米英軍などのイラク占領への軍事的及び財政的支援を差し控えるべきだと考えます。

食糧や医療、教育面での我が国独自の支援は財政事情の許す限りやるべきだと思いますが、いわゆる戦費の分担金としての支出はなすべきではないと考えます。せんだつて外務大臣は、その考えはないとおっしゃいました。(発言する者あり)

○委員長(松村龍二君) 静粛にお願いします。良識の参議院の府でございまして、肅々と議事を進めてまいりたいと思っておりますので、特に静粛にお願いします。

続けて御質問をお願いします。

○太田昌秀君 日米安保条約を結んでいる以上、一方の当事者である米軍をあらゆる面で支援するのは当然といった考え方がよく知っております。

しかし、米軍への支援について言えば、既に我が国は、一千万坪とも言われる在日米軍基地に土地を提供しているだけでなく、毎年六千数百億円もの巨額の駐留経費を乏しい国民の税金の中から支払っています。特に沖縄の場合、在日米軍専用施設の七五%を負担しているだけでなく、二十九か所の海域、海の部分です、水域、沖縄の空域の四〇%に相当する二十か所の空域までも提供させられているのです。ですから、安保条約に基づく支援措置は十分過ぎるほど講じていると言っても決して過言ではないと思います。

米国は、このたびのイラク攻撃で予想以上に戦費や駐留費がかさんでいるとして、戦費のおよそ八割を同盟国が負担することを期待しているよう

ですが、この点について、総理はどのような対応をお考えでございしますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 大田議員が知事として沖縄においでいろいろ御苦労されたことはよく承知しております。そういう実際の沖縄県の行政の最高責任者としての経験から、米軍との在り方について見識を持っておられることについてもよく私は承知しております。

そういう中で、御発言だと思っておりますが、日本も今まで、戦後一度も交戦、外国と交戦したことはない、また内戦もない。そして、死者を、自衛隊におきましてそういう戦争による死者を出したこともない。これは正に誇り得るべきことだと思っております。

日米安保条約を結んで米軍に基地を提供すると戦争に巻き込まれるという議論もありましたけれども、現実はそのようではなかった。むしろ、米軍と安全保障条約、米国の安全保障条約を結んだことによつて、今日まで日本の平和と繁栄と独立が確保された、我々はそう思っております。もちろん、そういう意見に対して違う意見があるのも承知しております。

米軍と協力するからこれが戦争につながるかという、それは時と場合によつて違ってくる。イラクにおきまして、私は、米軍と協力する場合があつても、これは非戦闘地域であると、イラクの復興支援活動なんだという大きな枠がはまっておりますから、そういう点については十分配慮しながらこれから自衛隊の活動については考えていかなきゃならないと思っております。

○大田昌秀君 自衛隊法では、その第三条で、自衛隊の任務について、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。」と決めています。また、自衛隊員は、自衛隊法施行規則の第三十九条、一般の服務の宣誓の規定に則して、「我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及

び法令を遵守し」、「国民の負託にこたえる」と宣誓した上で入隊しています。

しかし、本イラク特措法案が成立すれば、政府は、一種の交戦規則とでも言うべきものを作つて、自衛隊が武器を携帯してイラクに派遣するとなれば、そのことは自衛隊員に、憲法を始め自衛隊法及びこの宣誓を破れと言ふに等しいものではないかと考えます。

一般に、自衛隊員は命じられれば危険も顧みず国民の負託にこたえる責務があると言われるのですが、それはあくまで日本が外国から侵略されたり武力攻撃を受けたときに危険を顧みないで国民の負託にこたえるという意味であつて、海外で米英軍の支援活動をするために、自衛隊員が命を顧みないで果たさねばならぬ責務というのを負つていくわけではございませんか。防衛庁長官。

○国務大臣(石破茂君) これは委員も自衛隊法の仕組みをよく御存じの上での御質問だと思いますが、これ、仮にこの法律が成立をいたしたといたしますと、これはPKOと同じように、本来的任務、付随的任務とございますが、この付随的任務ということに相なります。これはPKOなんかと同じ系列に入るわけではございません。

それから、自衛官の宣誓に反するではないかというお話ですが、この中にも「法令を遵守し」というふうになっております。この法律が仮に可決、成立ということになりますと、これも日本国の国会の御審議を経て決定された法律でございますので、自衛官の宣誓に何ら反するものではございません。

○大田昌秀君 せんだつても、連合審査のときに総理と防衛庁長官について、このイラク法案とのかかわりで決意をお伺いしたわけですが、総理は私の質問を誤解されたのか、ちよつと私の納得のいかない御答弁がございましたので、お許しをいただいて改めてお伺いしますけれども、このたびの法案が国会で審議されている過程で、私のところに知人や未知の多くの方々から、絶対にこの法案を通しやうけないと抗議の要請が随分ありま

した。それらの中で私が非常に胸を打たれたのは、この法律を通すなら真つ先に総理大臣と防衛庁長官、外務大臣、官房長官のお子さんたちを自衛隊の一員として真つ先にイラクに派遣すべきだという抗議の手紙が来たことでありました。

なぜ、こういう手紙が来るかというと、まあこの種の手紙は沖縄の新聞にも大分出ておりましたけれども、なぜこういう手紙が来るかというのを考えてみますと、実はこのイラク法案の審議過程で、殺す側の論理ばかりが議論の中心になつていて、殺される側の一般住民、一般国民の問題がほとんど議論にならないという、ならなかったということが一つあるのではないかとこのように考えるわけです。

せんだつても申し上げましたが、アメリカの良識派の上院議員ロバート・C・バイドという議員は、イラクの国の人口の過半数が十五歳以下の子供たちで占められているという事実を指摘しまして、このような国に対して軍事攻撃を行うのは何らの大義もないということを言つておられるわけです。私は、日本の政治家やお偉方からこの種の言葉が出てこないのが残念でならないというふう

に思っているわけです。

大正時代の著名な言論人の長谷川如是閑が「戦争絶滅受合法案」というエッセイを書いておられますが、その中でデンマークのフリッツ・ホルムという陸軍大將が、戦争を絶滅させること受合法案というものを起草して、これを各国に配布したことを紹介しております。

ちなみに、その同法律の内容は、まず最初にこう述べています。戦争行為の開始後又は宣戦布告の効力を生じた後、十時間以内に次の処置を取るべきこと。すなわち、次の各項に該当する者を最下級の兵卒として召集し、できるだけ早くこれを最前線に送り、敵の砲火の下に実戦に従わしむべし。一、国家の元首。ただし、男子で、君主たる大統領たるを問はず。二、国家の元首の男性の親族にして十六歳に達せる者。三、総理大臣及び各国務大臣並びに次官。四、国民によつて選

出されたる立法府の男性の代議士。ただし、戦争に反対の投票をなしたる者はこれを除く。上記の有資格者は、戦争継続中、兵卒として召集されるべきものにして、本人の年齢、健康状態等をしんじやくすべからず。ただし、健康状態については、召集後、軍医官の検査を受けしむべし。

ここで大事な点は、上記の有資格者の妻、娘、姉妹等は、戦争継続中、看護婦又は使役婦として召集し、最も砲火に接近したる野戦病院に勤務せしむべしと、こういう法案の内容になっているわけです。

そこで、一言申し上げますが、去る沖繩戦で、沖繩には十二の男子中等校と九つの女学校があつて、ほとんどすべて十代の若者たちだったわけですが、これが何らの法的根拠もなしに戦場に送られて、今申し上げたように野戦病院の従軍看護婦としてとか、あるいは学生隊というのは銃を持たされて、戦争の仕方とも知らないのに第一線に送られたわけですから、個人的で失礼ですが、私も一学徒兵として一丁の銃と二個の手りゅう弾を持って戦場に出されました。同級生百二十五名いましたが、生き残つたのは三十名余りしかありません。

そういった点から考えますと、戦時中、司令官とかお偉方はこの奥に入つて一歩も外に出てこない、そして弱い立場の人々だけが第一線に送られて大変な犠牲になったわけです。

ですから、失礼な言い方をお許しいただきますと、戦争を知らない防衛庁長官とか、そういう方は、是非戦争の実態がいかなるものかということをお考えいただいて、今回のイラク法案についてもお考えいただきたいと思ひます。

ありがとうございます。終わります。

○委員長(松村龍二君) 総理、御退席いただいて結構です。

他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○阿部正俊君 ……(発言する者多く、議場騒

然、聴取不能)

〔委員長退席〕

午後七時三十四分

本日の本委員会における阿部正俊君の発言の後の議事経過は、次のとおりである。

○イラクにおける人道復興支援活動及び安全保障支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第二二〇号)
右案は、討論を省略し、可決すべきものと決定した。

七月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願(第三三八八号)(第三三八九号)

一、ILO第百七十五号条約(パートタイム労働条約)の批准に関する請願(第三三九〇号)(第三三九一号)

一、イラク特措法案反対に関する請願(第三四二七号)(第三四二八号)

第三三八八号 平成十五年七月十四日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 東京都八王子市片倉町九三七ノ一

紹介議員 〇七 土方彰子 外四十三名

この請願の趣旨は、第三〇九四号と同じである。

第三三八九号 平成十五年七月十四日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 札幌市中央区南十條西一八ノ一ノ

三ノ五一八 小林真理 外四十三名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三〇九四号と同じである。

第三三九〇号 平成十五年七月十四日受理

ILO第百七十五号条約(パートタイム労働条約)の批准に関する請願

請願者 奈良県生駒市小瀬町五九一 嶋岡 牧子 外百二十一名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第三三九一号 平成十五年七月十四日受理

ILO第百七十五号条約(パートタイム労働条約)の批准に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷四ノ一四ノ四ノ二〇三 中田美代子 外百二十名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第三四二七号 平成十五年七月十五日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 山形県鶴岡市稲生一ノ一四ノ一四 佐藤八重子 外百五十六名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三四二八号 平成十五年七月十五日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 山形県鶴岡市大西町一六ノ三四 佐藤末勝 外百五十六名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

七月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願(第三四七八号)(第三四七九号)(第三四八〇号)(第三四八一号)(第三四八二号)(第三四八三号)

一、自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願(第三四七八号)(第三四七九号)(第三四八〇号)(第三四八一号)(第三四八二号)(第三四八三号)

三三〇号(第三四八四号)(第三四八五号)(第三四八六号)(第三四八七号)(第三四八八号)(第三四八九号)(第三四九〇号)(第三四九一号)(第三四九二号)(第三四九三号)(第三四九四号)(第三四九五号)(第三四九六号)(第三四九七号)

一、イラク特措法案反対に関する請願(第三四九八号)(第三四九九号)(第三五〇〇号)(第三五〇一号)(第三五〇二号)(第三五〇三号)(第三五〇四号)(第三五〇五号)(第三五〇六号)(第三五〇七号)(第三五〇八号)(第三五〇九号)(第三五一〇号)(第三五一一号)(第三五一二号)(第三五一三号)(第三五一四号)(第三五一五号)(第三五一六号)(第三五一七号)(第三五一八号)(第三五一九号)(第三五二〇号)

一、イラク特措法案反対に関する請願(第三五二一号)(第三五二二号)(第三五二三号)(第三五二四号)(第三五二五号)(第三五二六号)(第三五二七号)(第三五二八号)(第三五二九号)(第三五三〇号)(第三五三一号)(第三五三二号)(第三五三三号)(第三五三四号)(第三五三五号)(第三五三六号)(第三五三七号)(第三五三八号)(第三五三九号)(第三五四〇号)

一、自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願(第三五四八号)(第三五四九号)(第三五五〇号)(第三五五一号)(第三五五二号)(第三五五三号)(第三五五四号)(第三五五五号)(第三五五六号)(第三五五七号)(第三五五八号)(第三五五九号)(第三五六〇号)

一、自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願(第三五六八号)(第三五六九号)(第三五六〇号)(第三五六一号)(第三五六二号)(第三五六三号)(第三五六四号)(第三五六五号)(第三五六六号)(第三五六七号)(第三五六八号)(第三五六九号)(第三五六〇号)

一、自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願(第三五六八号)(第三五六九号)(第三五六〇号)(第三五六一号)(第三五六二号)(第三五六三号)(第三五六四号)(第三五六五号)(第三五六六号)(第三五六七号)(第三五六八号)(第三五六九号)(第三五六〇号)

請願者 京都府長岡京市長法寺力池一四ノ

一 田窪悦子 外四百五十二名

紹介議員 井上 哲士君

政府・与党は、自衛隊を戦闘が継続するイラクに派兵する「イラク特措法案」を成立させようとしている。この法案は、国連憲章に反する無法なイラク戦争を正当化し、米英の軍事的占領に対し支援するものである。これは、イラク戦争を批判する国際社会に背を向け、イラク国民の意思を尊重した復興に反するものである。また、戦後初めて戦地に自衛隊の地上部隊を派兵し、占領軍の戦闘行動の支援を含む活動をするものである。米軍のマキャナン司令官は、「イラク全土が戦闘地域」、占領軍が受けている攻撃について「本質的に戦闘行動」としているように、この派兵は、憲法を踏みにじるものである。さらに、使用できる武器の種類には何の限定もなく、一層の重装備化が危惧される。現地は、水、食糧、医療の供給を強く求めている。憲法第九条を持つ日本は、国連を中心に、人道的復興支援に努力すべきである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、自衛隊を派兵し、軍事的占領を支援する「イラク特措法案」を廃案とすること。

二、イラク復興支援は、国連中心に、人道的復興支援を行うこと。

第三四七九号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 東京都練馬区光が丘三ノ七ノ一ノ

一、六〇八 井出和雄 外四百五十二名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四八〇号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 東京都府中市長法寺力池一四ノ

一、田窪悦子 外四百五十二名

紹介議員 井上 哲士君

政府・与党は、自衛隊を戦闘が継続するイラクに派兵する「イラク特措法案」を成立させようとしている。この法案は、国連憲章に反する無法なイラク戦争を正当化し、米英の軍事的占領に対し支援するものである。これは、イラク戦争を批判する国際社会に背を向け、イラク国民の意思を尊重した復興に反するものである。また、戦後初めて戦地に自衛隊の地上部隊を派兵し、占領軍の戦闘行動の支援を含む活動をするものである。米軍のマキャナン司令官は、「イラク全土が戦闘地域」、占領軍が受けている攻撃について「本質的に戦闘行動」としているように、この派兵は、憲法を踏みにじるものである。さらに、使用できる武器の種類には何の限定もなく、一層の重装備化が危惧される。現地は、水、食糧、医療の供給を強く求めている。憲法第九条を持つ日本は、国連を中心に、人道的復興支援に努力すべきである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、自衛隊を派兵し、軍事的占領を支援する「イラク特措法案」を廃案とすること。

二、イラク復興支援は、国連中心に、人道的復興支援を行うこと。

第三四八二号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 秋田県横手市城西町三ノ九 久米

直人 外四百五十二名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四八三号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 東京都町田市成瀬三、〇五一ノ二

三 羽矢秀美 外四百五十二名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四八四号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡泊村字谷七五三 山

本則子 外四百五十二名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四八五号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 北海道根室市落石西二六九ノ一

井上浩子 外四百五十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 北海道根室市落石西二六九ノ一

井上浩子 外四百五十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四八六号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 東京都目黒区東山一ノ二七ノ一五

松崎まり子 外四百五十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四八七号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 川崎市宮前区宮前平三ノ一ノ三

佐藤広子 外四百五十四名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四八八号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 高知県香美郡野市町中山田三六八

田中和子 外四百五十二名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四八九号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 茨城県水戸市元吉田町二四ノ一

四 今橋妙子 外四百五十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四九〇号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 さいたま市北區日進町二ノ四五五

ノ二 加藤幸子 外四百五十二名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四九一号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 京都市西京区大原野西竹の里町一

ノ一五ノ一二三〇六 吉田滋文

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四九二号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 横浜市旭区中尾一ノ二二ノ一七

利田光恵 外四百五十二名

紹介議員 畑野 君枝君

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 愛知県豊橋市西高師町字沢向五一

尾原宏明 外四百五十二名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四九四号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 神戸市須磨区菅の台七ノ一〇ノ一

一 上野一 外四百五十二名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四九五号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、
国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 大阪府住吉区庭井二ノ七ノ一九

操谷実 外四百五十二名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四九六号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、
国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 東京都西東京市田無町二ノ一ノ一

ノ九一一 田中直子 外四百五十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四九七号 平成十五年七月十六日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、
国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 北九州市戸畑区沖台二ノ六ノ六

九〇三 太田邦彦 外四百五十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三四九八号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 京都府相楽郡木津町梅美台二ノ一

ノ五ノAノ二〇一 中岡義晴 外

千八百六十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三四九九号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 東京都足立区花畑三ノ四〇ノ一〇

ノ二〇七 下野博之 外千八百六十三名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五〇〇号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 奈良県天理市指柳町二二三 大浦

朋美 外千八百六十三名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五〇一号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 京都府相楽郡南山城村北大河原砂

田一五ノ四三 森本芳晴 外千八百六十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五〇二号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 札幌市北区北二十条西二ノ二ノ一

七〇九ノ一〇四 庄司淳一 外千八百六十三名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五〇三号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀六ノ二ノ七

ノ二〇三 藤井良子 外千八百六十三名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五〇四号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 神戸市東灘区住吉本町二ノ一ノノ

二九ノ二〇五 白井美代 外千八百六十三名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五〇五号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 山形市高原町二九ノ一八七 熊

谷千代美 外千八百六十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五〇六号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 東京都大田区羽田一ノ七ノ一六ノ

二〇九 浅田健児 外千八百六十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五〇七号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 千葉市中央区村田町七ノ八三

藤本長寿 外千八百七十五名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五〇八号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 静岡県袋井市広岡一、四六ノ二

安間勉 外千八百六十三名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五〇九号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市差間三六ノ八 遠

藤清治 外千八百六十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五一〇号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 さいたま市南区太田窪二、〇二六

ノ一ノ五〇一 鈴木美穂 外千八百六十三名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五一一号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京藤ノ木町一〇

ノ三 山田圭子 外千八百六十三名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五一二号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 横浜市港北区綱島西一ノ一三ノ一

六 高橋明子 外千八百六十三名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五一二号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 名古屋市中川区富田町千音寺烏帽

子二八三ノ二一 氏川浩一 外千八百六十三名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五一四号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 広島県比婆郡高野町新市七八九

長妻房子 外千八百六十三名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五一五号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 大阪市都島区御幸町二ノ五〇三ノ

五〇三 晩澤美子 外千八百六十

三名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五一六号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 島根県松江市黒田町四〇四ノ一ノ

二〇一 武田一彦 外千八百六十

三名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五一七号 平成十五年七月十六日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鵜沼台七ノ六九

森和夫 外千八百六十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五四〇号 平成十五年七月十七日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 横浜市泉区上飯田町二、六七〇ノ

四二ノ四〇三 三浦伸子 外五十

四名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五四一号 平成十五年七月十七日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 千葉県柏市豊四季六七八ノ一九二

森章子 外三千八百四十二名

紹介議員 小泉 親司君

小泉内閣は、イラク復興支援のためと称し、実

質は米英軍支援のための「イラク特措法案」の成立と「テロ特措法」の延長をねらっている。しかし、現在のイラクでは、まだ米軍に対するテロが発生するなど、戦闘地域と非戦闘地域の区別は不可能である。法案では、人道復興支援、安全確保支援の分野の自衛隊の活動を盛り込んでいるが、特に、安全確保支援活動は国連加盟国が行う安定回復活動を支援するとして、現に軍事占領を続ける米英軍支援が明らかである。米軍への輸送などの兵たん支援は、米軍の軍事作戦の一端を担う以上、憲法の禁じる武力行使に当たる。自衛隊の派遣は、紛争当事者であるイラクの同意が得られていないもので、派遣の必然性に疑いがある。そのうえ、自衛隊の軍事兵器の陸送も検討されているなど、明らかに憲法違反である。テロ特措法の延長も、同様な意味において期限が切れた時点での終了が当然である。イラク復興は、米英軍の支援でなく、日本の持つ経済力や技術力をいかし、市民のために、生活復興を軸にした国連中心の復興が必要である。また、新しいイラクは、飽くまでもイラク国民が中心となって自らの意思でつくるべきであり、外国が干渉すべきではない。さらに、新しい体制では、戦争で傷つけられた一人一人の国民がその可能性を最大限に伸ばせるように、教育が速やかに復興されることを願っている。

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三五四一号と同じである。

第三五九四号 平成十五年七月十八日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂五、三四八

佐野清志 外五千四百八十五名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五九五号 平成十五年七月十八日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 鹿児島県名瀬市浦上町四〇ノ一四

福田広美 外五千四百八十四名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三六二八号 平成十五年七月十八日受理

自衛隊派兵のためのイラク復興特措法案廃案に関する請願

請願者 三重県桑名市筒尾六ノ一ノ七

長谷川清 外千七百三名

紹介議員 福島 瑞穂君

「イラク復興支援特措法」は、復興支援とは名ばかりの、イラク民衆を弾圧し殺戮する米軍に加勢するために自衛隊を送り込む法律である。イラクに非戦闘地域などなく、全土で戦争が続いている。自衛隊は米軍の武器や燃料、食糧、さらには米兵も輸送する任務に就く。浄水、水の供給も米軍支援のためであり、イラク民衆の支援ではない。一、〇〇〇人もの自衛隊員を派遣し、巨大な燃料供給基地を設営し、装甲車や対戦車砲のような重火器を持つて戦地に駐留し、イラク市民に銃を向けることになる。小泉首相は「殺されるかもしれないし、殺すかもしれない」と答弁した。これは侵略軍として自衛隊を派兵することである。憲法第九条で否定された交戦権の行使であり、真正銘の違憲行為である。イラクの大量破壊兵器保有のうそが明らかになってきている。戦争の根

拠であった大量破壊兵器は、フセイン政権崩壊後三か月がたった今も見付かっている。国防長官自身が「新証拠はなかった」と認めた。でっち上げと情報操作であったことはもはや否定できない。イラク戦争の正当性が根底から揺らいでいる。独立主権国家をテマ情報に基づいて先制攻撃し国土を破壊し人々を殺したという前代未聞の戦争の責任が問われている。小泉首相は、国民世論の反対を押し切ってブッシュのイラク戦争への支持を表明した。その根拠は、イラクの大量破壊兵器保有であった。小泉首相は「いずれ見付かるでしょ」といい加減な答弁を続けているが、いまだに、イラクの大量破壊兵器保有を断定した根拠を明らかにしていない。空母キティホークがイラク戦争に参加し、艦載機が空爆を加えた。日本の自衛艦がキティホークに燃料を間接供給した。日本の自衛艦がインド洋に常駐し、アメリカの戦争を支援する権利が与えられているのかのように振る舞っている。テロ特措法の延長は、アフガニスタン、イラクへのアメリカの侵略と占領支配に長期にわたって加担しようとするものである。これは明らかに専守防衛を逸脱しており、集団自衛権の行使である。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、イラクでの戦闘・民衆弾圧に参加する自衛隊派兵を行わないこと。「イラク復興特別措置法案」を廃案にすること。

二、大量破壊兵器保有のうそを認め、イラク戦争支持表明を撤回すること。

三、「テロ対策特別措置法」を延長しないこと。インド洋に展開している自衛艦を即時撤退させること。

第三六二九号 平成十五年七月十八日受理

自衛隊のイラク派遣反対に関する請願

請願者 千葉県緑区大椎町一、一八八ノ七

八 川本泉美 外二千六百二十一

名

紹介議員 広中和歌子君

政府・与党が国会に提出した「イラク復興支援特措法案」は、自衛隊をイラク国内に派遣する自衛隊派兵法案であり、米英軍が行う軍事占領に自衛隊を参加させるものである。米英軍によるイラク攻撃は、大量破壊兵器の除去を口実にした、石油の利権をめぐる侵略戦争であった。戦争はイラク民衆の「フセインもアメリカも出て行け」という声を無視して継続しており、戦闘も続いている。法案では、武器弾薬、兵員の輸送などが任務とされており、自衛隊が軍事占領の一角を占めることになる。そのうえ自衛隊の武器使用も事実上自由とされており、自衛隊がイラク国民を殺害したり、自衛隊員が犠牲になることも避けられなくなる。日本は憲法第九条を堅持し、戦争をしない国として進むべきである。「イラク特措法」の制定は、その道の逆行である。イラクや北朝鮮などを悪の枢軸国と決め付けて戦争政策を強行するブッシュ政権に協力すべきではない。

ついで、次の事項について実現を図られた。

一、自衛隊をイラクに派遣しないこと。
二、「イラク特措法」を制定しないこと。
三、いかなる戦争にも協力しないこと。

第三六三〇号 平成十五年七月十八日受理

自衛隊のイラク派遣反対に関する請願

請願者 仙台市青葉区台原三ノ二七ノ一五

小野寺安子 外二千六百三十六名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第三六二九号と同じである。

第三六三一〇号 平成十五年七月十八日受理

自衛隊のイラク派遣反対に関する請願

請願者 沖縄県浦添市当山四四四ノ二 安里武泰 外二千六百七十一名

紹介議員 千葉 景子君

第四部 外交防衛委員会会議録第十九号

平成十五年七月二十五日【参議院】

この請願の趣旨は、第三六二九号と同じである。

第三六三八号 平成十五年七月二十二日受理

自衛隊のイラク派遣反対に関する請願

請願者 東京都品川区旗の台五ノ二五ノ六 水江由紀子 外二千五百九十四名

紹介議員 若林 秀樹君

この請願の趣旨は、第三六二九号と同じである。

第三六三九号 平成十五年七月二十二日受理

自衛隊のイラク派遣反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市公郷町三ノ七 乾洋子 外二千四百八十五名

紹介議員 齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第三六二九号と同じである。

第三六五五号 平成十五年七月二十二日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 千葉県佐原市大戸八ノ一六ノ二 吉田正道 外四千九百七十二名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三六五六号 平成十五年七月二十二日受理

自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法案反対、国連中心の人道復興支援に関する請願

請願者 岡山県倉敷市呼松三ノ四ノ二〇 畑中ひとみ 外四千九百七十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三四七八号と同じである。

第三六五七号 平成十五年七月二十二日受理

自衛隊のイラク派遣反対に関する請願

請願者 富山県高岡市能町一、〇〇三ノ一 青木麻衣子 外千七百一十一名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第三六二九号と同じである。

第三六五八号 平成十五年七月二十二日受理

自衛隊のイラク派遣反対に関する請願

請願者 東京都稲城市若葉台三ノ一ノ一 Hノ一〇四 太田真理子 外二十四名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第三六二九号と同じである。

第三六五九号 平成十五年七月二十二日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区東四つ木四ノ二八ノ一二 神保信雄 外二千五百八十一名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三六六〇号 平成十五年七月二十二日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 奈良市高畑町一、一一六ノ四ノ一〇七 佐藤敦子 外二千五百二十一名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三六六四号 平成十五年七月二十二日受理

自衛隊のイラク派遣反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢七ノ四〇ノ一二 鈴木晃 外二千六百十八名

紹介議員 鳥袋 宗康君

この請願の趣旨は、第三六二九号と同じである。

第三六六五号 平成十五年七月二十二日受理

イラク特措法案反対に関する請願

請願者 東京都八王子市東浅川町五三九ノ四 小池裕敏

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

平成十五年八月一日印刷

平成十五年八月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C